

インド
平成 26 年度国別ジェンダー
情報整備調査（ジェンダー分析）

ジェンダープロファイル報告書

平成 27 年 3 月
(2015 年)

独立行政法人国際協力機構（JICA）
株式会社日本開発サービス（JDS）

基盤
JR
15-104

本報告書は、JICAが株式会社日本開発サービスに委託し、平成26年9月から27年3月までの期間に実施された文献調査及び現地調査結果に基づいて、JICAが当該国で援助を実施する上での参考資料として作成されたものです。記載されている全内容はJICAの公式見解を反映しているものではありません。

インドの地図



目次

1. 基礎指標	1
1.1 人口	1
1.2 貧困	2
1.3 教育	2
1.4 保健	3
1.5 雇用・経済活動	4
1.6 意思決定・政治参加.....	5
2. ジェンダー事情の概要	6
3. 主要セクターにおけるジェンダー事情	9
3.1 教育	9
3.2 保健	12
3.3 農業	17
3.4 雇用・経済活動	21
3.5 女性に対する暴力（犯罪）	28
3.5.1 女児胎児の中絶.....	28
3.5.2 児童婚	29
3.5.3 家庭内暴力（DV）	30
3.5.4 セクハラ及びレイプ.....	30
3.5.5 名誉殺人、拉致による強制婚、酸による攻撃.....	32
3.5.6 人身取引.....	32
4. インド政府のジェンダー平等への取り組み	36
4.1 女子差別撤廃条約（CEDAW）	36
4.2 ジェンダー政策	39
4.3 ナショナルマシナリー.....	40
4.3.1 女性子ども開発省.....	40
4.3.2 National Commission for Women及びHigh Level Committee on Status of Women.....	41
4.4 ジェンダー予算	42
5. 他の援助機関の支援概要	43
5.1 教育分野	43
5.2 保健分野	43
5.3 農業分野	43
5.4 雇用・経済活動	44
5.5 女性に対する暴力（人身取引）	44

6. JICA事業のジェンダー主流化状況	45
6.1 ジェンダー主流化に向けた世界の流れ.....	45
6.2 日本政府及びJICAの取り組み	45
6.3 アジア開発銀行の取り組み.....	46
6.4 女性のエンパワメントの定義及び概念フレームワーク	48
6.5 JICA事業（レビュー対象）の概要・評価内容・提言	50

図表リスト

図リスト

図1.1.1	人口ピラミッド	1
図1.1.2	人口の男女比の推移（1981～2011年）（地域別）	1
図1.3.1	識字率（7才以上）の推移（1951年～2011年）	2
図1.3.2	高等教育における学部別女子学生の割合（2013-14年）	3
図1.4.1	合計特殊出生率の推移	3
図1.4.2	妊産婦死亡率の推移（1999-01年～2007-09年）（地域別）	4
図3.1.1	男女の成人識字率の推移（1975～2011年）	9
図3.1.2	女性間の識字率の違い	10
図3.1.3	高等教育における女子の総就学率（2011-12年）（SC、ST別）	10
図3.2.1	合計特殊出生率の推移（1992-93年～2011年）	13
図3.2.2	出産場所・方法の推移（1992-93年～2005-06年）	15
図3.2.3	出産場所及び出産の介助人のタイプ	15
図3.3.1	気候変動に脆弱だとされる県を多く持つ州	20
図3.4.1	主要南アジア諸国の女性の労働参加率（2010-14年）	21
図3.4.2	男女の労働参加率の推移（1993-94年～2011-12年）（地域別）	22
図3.4.3	女性の労働参加率（1999-00～2009-10年）（地域別、本業・副業別）	23
図3.4.4	女性の労働参加の推移（1994-2000年～2010-2012年）（単位：百万人）	23
図3.4.5	教育レベル別の女性の労働参加率の推移	24
図3.4.6	労働形態の割合（2011-12年）（男女別、地域別）	25
図3.4.7	基本給・給料制の労働者の賃金格差（セクター別、性別、地域別）	26
図3.5.1.1	男女別の乳児死亡率（2009年）（地域別、1,000出生当たり）	29
図3.5.4.1	職場におけるセクハラ件数の推移（2011～2014年）	31
図3.5.6.1	売春目的の人身取引の検挙件数	33
図6.3.1	ADBの有償資金協力事業ジェンダー主流化のための案件形成業務の流れ	47
図6.4.1	エンパワメントの概念フレームワーク （ジェンダー主流化案件で女性のエンパワメントを図る取り組み内容含む）	49

表リスト

表1.1.1	人口関連の指標の推移	1
表1.2.1	貧困率の推移（インドの貧困ライン以下の人口比率）	2
表1.3.1	男女別識字率（7才以上）2001年及び2011年	2
表1.3.2	初等教育、中等教育におけるGPIの推移	2
表1.3.3	男女別の初等教育、中等教育の中退率の推移	3
表1.3.4	高等教育におけるGPIの推移	3
表1.4.1	男女別の乳幼児死亡率（0-4才）の推移	4
表1.5.1	労働参加率の推移（性別、地域別）2004-05年～2011-12年（15-59才）	4
表1.5.2	セクター別・労働形態別の男女の労働参加率（2011-12年）	4
表1.5.3	失業率（性別、地域別）	5
表1.6.1	女性の意思決定・政治参加	5
表2.1	ジェンダー不平等指数（GII）2013年	7
表2.2	ジェンダー・ギャップ指数（GGI）2014年	7
表2.3	GGIの推移（2006～2014年）	8
表3.1.1	15～29才の男女の職業訓練の受講経験（2004-05年）	11
表3.1.2	15～29才の男女が受講した公式職業訓練の分野（2004-05年）	11
表3.1.3	6年生～12年生までの男女別の総就学率（2009-2010年）	11
表3.1.4	6年生～12年生までの総就学率の男女格差	12
表3.2.1	世界の男女の人口比	12
表3.2.2	年齢別の男女の人口比の推移（2001年～2011年）（州別）	13
表3.2.3	合計特殊出生率（2011年）（地域別、主な北部/EAG州）	14
表3.2.4	識字・非識字者別の合計特殊出生率（2011年）（北部州）	14
表3.2.5	社会グループ別の合計特殊出生率	14
表3.2.6	妊産婦死亡率（2010-12年）（地域別）	14
表3.3.1	家畜の構成割合（2012-13年）	18
表3.3.2	女性が従事する農作業ほか	18
表3.3.3	収穫作業における男女の賃金格差の推移（単位：インドルピー）	19
表3.3.4	SC及びSTの土地の分配（2010-11年）	19
表3.4.1	男女別の労働者の割合（産業別）の変化	24
表3.4.2	インフォーマルセクターの労働形態（地域別）	25
表3.5.1	女性に対する犯罪報告件数の推移	28
表3.5.1.1	男女別の5才未満児死亡率（他の南アジア国との比較）（2013年）	29
表3.5.3.1	夫・義理の親族による暴力、ダウリ殺人の推移（2005～2012年）	30
表3.5.6.1	女性の人身取引の通報件数（2013年）	33

略語表

ADB	: Asian Development Bank
AFR	: Adolescent Fertility Rate
AHTUs	: Anti Human Trafficking Units
CCDU	: Communication and Community Development Unit
CEDAW	: Convention to Eliminate All Forms of Discrimination against Women
DfID	: Department for International Development
DMRC	: Delhi Metro Rail Corporation Limited
DV	: Domestic Violence
EAG	: Empowered Action Group
EC	: Executive Committee
FIR	: First Information Report
GAD	: Gender and Development
GBC	: Gender Budgeting Cell
GDI	: Gender Development Index
GDP	: Gross Development Product
GEM	: Gender Empowerment Measure
GGI	: Gender Gap Index
GII	: Gender Inequality Index
GPI	: Gender Parity Index
ha	: hectare
HBWs	: Home Based Workers
HDI	: Human Development Index
HIV/AIDS	: Human Immunodeficiency Virus/ Acquired Immune Deficiency Syndrome
HLCSW	: High Level Committee on Status of Women
ICAR	: Indian Council of Agricultural Research
ICDS	: Integrated Child Development Scheme
IFAD	: International Fund for Agricultural Development
ILO	: International Labor Organization
ITIs	: Industrial Training Institutes
ITPA	: Immoral Trafficking Prevention Act
JFM	: Joint Forest Management
JICA	: Japan International Cooperation Agency
L/A	: Loan Agreement
MDGs	: Millennium Development Goals
MFI	: Micro-finance Institutes
MMR	: Maternity Mortality Rate

MPRA	:	Munich Personal RePEc Archive
MSMEs	:	Micro, Small, and Medium Enterprises
NACO	:	National AIDS Control Organization
NCRB	:	National Crime Records Bureau
NCW	:	National Commission for Women
NGOs	:	Non-governmental Organizations
NFHS	:	National Family and Health Survey
NGRCA	:	National Gender Resource Center in Agriculture
NMEW	:	National Mission for Empowerment of Women
NOIDA	:	New Okhla Industrial Development Authority
NSDA	:	National Skill Development Agency
NSS	:	National Sample Survey
NSSO	:	National Sample Survey Organization
OBC	:	Other Backward Classes
ODA	:	Official Development Assistance
OSCC	:	One Stop Crisis Center
PDM	:	Project Design Matrix
PRA	:	Participatory Rural Appraisal
RCHP	:	Reproductive and Child Health Programme
SC	:	Scheduled Caste
SEWA	:	Self Employed Women's Association
SHGs	:	Self-help Groups
ST	:	Scheduled Tribe
TAF	:	The Asian Foundation
TBAAs	:	Traditional Birth Attendants
TWAD	:	Tamil Nadu Water Supply and Drainage Board
U5MR	:	Under Five Mortality Rate
UNDP	:	United Nations Development Programme
UNFPA	:	United Nations Population Fund
UNICEF	:	United Nations Children's Fund
UNODC	:	United Nations Office on Drugs and Crimes
VAW	:	Violence against Women
VFCs	:	Village Forest Committees
VWSCs	:	Village Water Supply and Sanitation Committees
WID	:	Women in Development

1. 基礎指標

1.1 人口

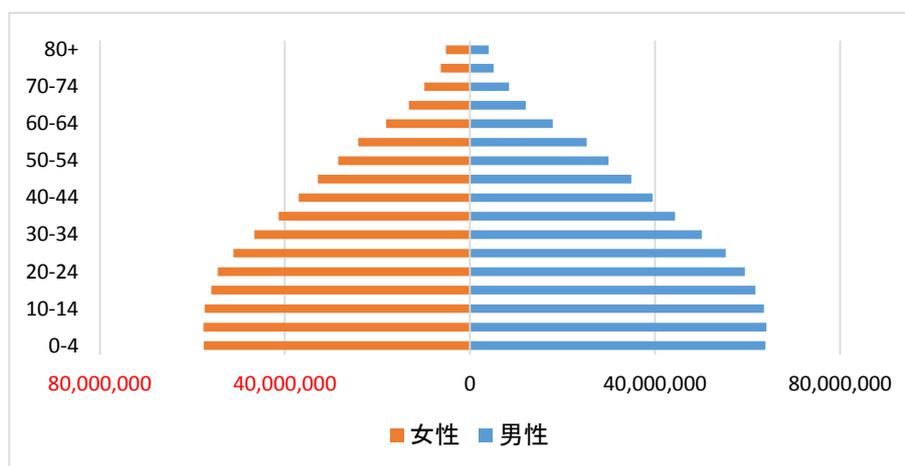
表1.1.1 人口関連の指標の推移

	国勢調査 1991	国勢調査 2001	国勢調査 2011
人口（単位：百万人）	846	1,027.00	1,210.19
都市部	217	285	377.11
農村部	628	741	833.08
人口増加率／年（%）（10年間）	2.38	2.15	1.76
平均寿命			
男性	60.6 (1991-95)	63.8 (2001-05)	67.3 (2011-15)
女性	61.7 (1991-95)	66.1 (2001-05)	69.6 (2011-15)

出所：National Institute of Rural Development

(<http://www.nird.org.in/Rural%20Development%20Statistics%202011-12/rdsindex.html>)

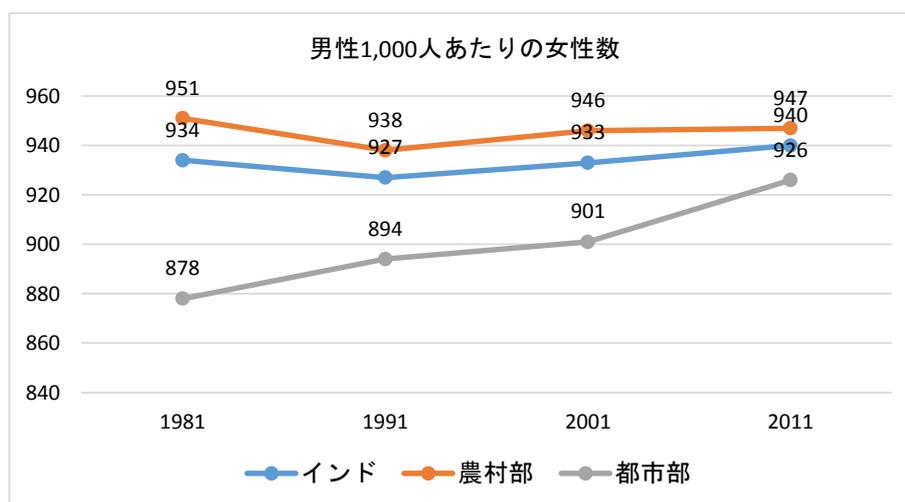
最終アクセス：2015年1月20日



出所：世界銀行 (<http://povertydata.worldbank.org/poverty/country/IND>)

最終アクセス：2015年1月20日

図1.1.1 人口ピラミッド



出所：National Institute of Rural Development

(<http://www.nird.org.in/Rural%20Development%20Statistics%202011-12/rdsindex.html>)

最終アクセス：2015年1月20日

図1.1.2 人口の男女比の推移（1981～2011年）（地域別）

1.2 貧困

表1.2.1 貧困率の推移（インドの貧困ライン以下の人口比率）

	1994	2005	2010	2012
貧困率 (インド基準)	45.30%	37.20%	29.80%	21.90%
貧困率 (国際基準)	49.40%	41.60%	32.70%	-

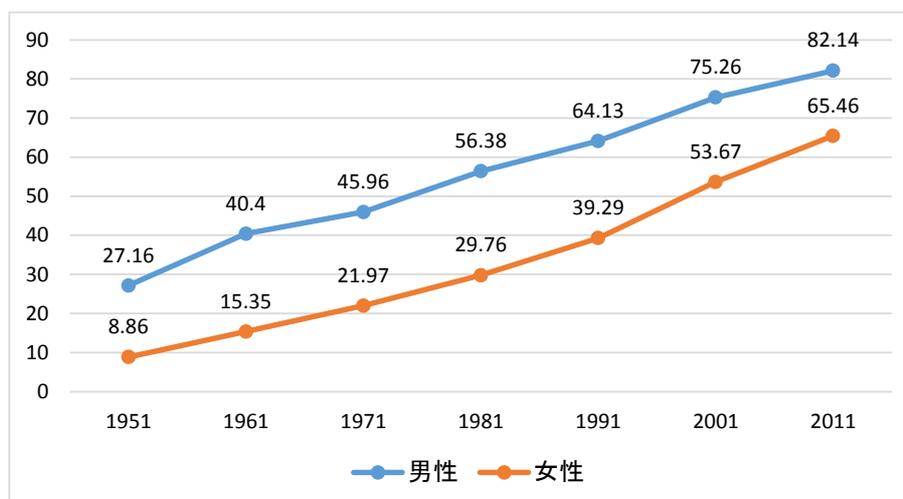
出所：世界銀行 (<http://povertydata.worldbank.org/poverty/country/IND>)
最終アクセス：2015年1月20日)

1.3 教育

表1.3.1 男女別識字率（7才以上）2001年及び2011年

	2001年			2011年		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
インド	75.26	53.67	64.84	82.14	65.46	74.04
農村部	70.7	46.13	58.74	77.15	57.93	67.77
都市部	86.27	72.86	79.92	88.76	79.11	84.11

出所：国勢調査2001年及び国勢調査2011年



出所：1951-2001年のデータ (http://www.nlm.nic.in/literacy01_nlm.htm)
最終アクセス：2015年1月20日) 及び2011年のデータ-国勢調査2011年

図1.3.1 識字率（7才以上）の推移（1951年～2011年）

表1.3.2 初等教育、中等教育におけるGPIの推移

	2000-01年	2003-04年	2006-07年	2009-10年	2012-13年
小学校（1-5年生）	0.78	0.88	0.88	0.92	0.94
中学校（6-8年生）	0.69	0.79	0.83	0.88	0.95
高校（10-11年生）	0.63	0.70	0.73	0.81	0.89

*男子の就学率を1とした時の女子の割合

出所：Ministry of Statistics and Programme Implementation
(http://mospi.nic.in/Mospi_New/upload/man_and_women/Chapter%203.pdf) 最終アクセス：2015年1月20日)

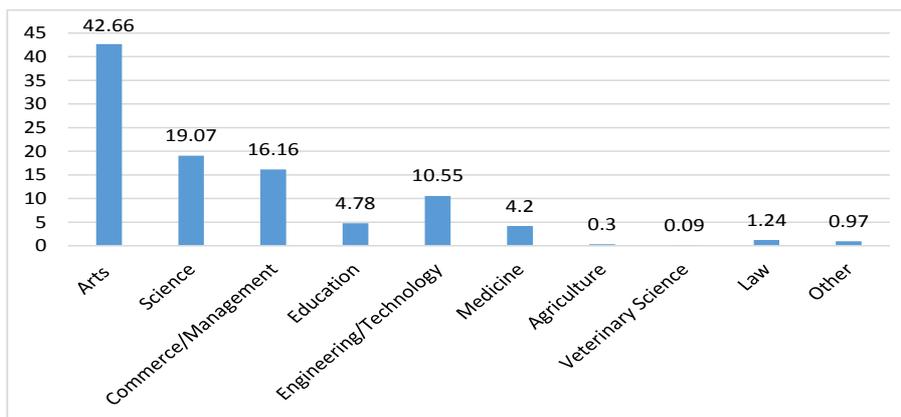
表1.3.3 男女別の初等教育、中等教育の中退率の推移

	小学校 (1 - 5 年生)		中学校 (6 - 8 年生)		高校 (9 - 10 年生)	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
2000-01 年	39.7	41.9	50.3	57.7	66.4	71.5
2005-06 年	38.7	21.77	48.67	49	60	63.56
2010-11 年	29	25.4	40.6	41.2	50.2	47.7
2012-13 年	4.6	4.68	2.3	4.01	14.54	14.54

出所： Ministry of Statistics and Programme Implementation

(http://mospi.nic.in/Mospi_New/upload/man_and_women/Chapter%203.pdf)

最終アクセス：2015年1月20日)



出所： Annual Report 2013-14 (PwC. 2014. “Country Gender Profile Draft Education Report,” p. 20. (引用))

図1.3.2 高等教育における学部別女子学生の割合 (2013-14年)

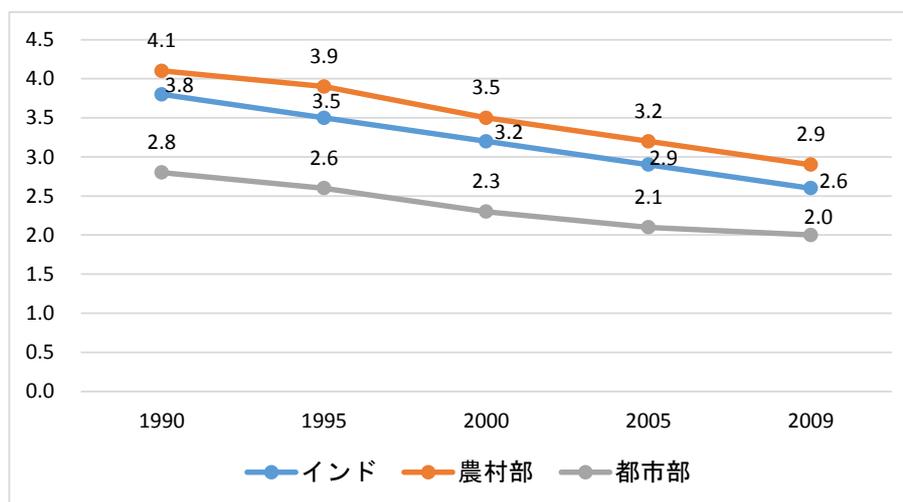
表1.3.4 高等教育におけるGPIの推移

	General Arts	科学	商学	工学	医学
2000-01 年	0.81	0.61	0.55	0.29	0.68
2004-05 年	0.87	0.84	0.52	0.31	0.53
2009-10 年	0.86	0.73	0.67	0.40	0.91

出所： Ministry of Statistics and Programme Implementation

(http://mospi.nic.in/Mospi_New/upload/man_and_women/Chapter%203.pdf 最終アクセス：2015年1月20日)

1.4 保健

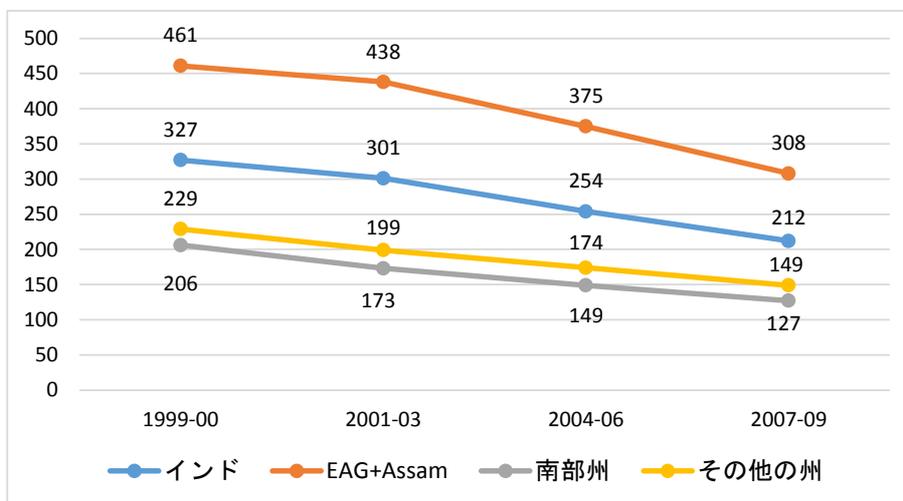


出所： Office of Registrar General, India, 2011

(http://censusindia.gov.in/vital_statistics/SRS_Bulletins/MMR_release_070711.pdf)

最終アクセス：2015年1月20日)

図1.4.1 合計特殊出生率の推移



出所： Office of Registrar General, India, 2011
http://censusindia.gov.in/vital_statistics/SRS_Bulletins/MMR_release_070711.pdf
 最終アクセス：2015年1月20日

図1.4.2 妊産婦死亡率の推移 (1999-01年～2007-09年) (地域別)

表1.4.1 男女別の乳幼児死亡率 (0-4才) の推移

	合計	男子	女子
1990年	80	78	81
1995年	74	73	76
2000年	68	67	69
2005年	58	56	61
2009年	50	49	52

出所： Office of Registrar General, India, 2011
http://censusindia.gov.in/vital_statistics/SRS_Bulletins/MMR_release_070711.pdf
 最終アクセス：2015年1月20日

1.5 雇用・経済活動

表1.5.1 労働参加率の推移 (性別、地域別) (2004-05年～2011-12年 (15-59才))

	男性		女性	
	農村部	都市部	農村部	都市部
1999-2000年	82.3	88.3	22.2	48.7
2004-05年	83.4	88.6	26.1	52.5
2009-10年	80.9	84.8	21.0	39.9
2011-12年	81.0	83.5	22.2	37.8

出所： ILO. 2013. "A return to stronger employment growth in India: Insights from the 68th NSS round 2011-12." *ILO Asia-Pacific Research Brief Series*, No. 2, Nov. 2013.

表1.5.2 セクター別・労働形態別の男女の労働参加率 (2011-12年)

	第1次産業 (農業)	第2次産業 (工業)	第3次産業 (サービス業)	自営 (Self-Employment)	基本給・ 給料制	日雇い・ 臨時
合計	48.9	24.3	26.8	52.2	17.9	29.9
男性	43.6	25.9	30.5	50.7	19.8	29.4
女性	62.8	20.0	17.2	56.1	12.7	31.2

出所： ILO. 2013. "A return to stronger employment growth in India: Insights from the 68th NSS round 2011-12." *ILO Asia-Pacific Research Brief Series*, No. 2, Nov. 2013.

表1.5.3 失業率（性別、地域別）

	男性		女性	
	農村部	都市部	農村部	都市部
2004-05年	3.8	5.2	4.2	9.0
2009-10年	3.2	3.6	3.7	7.2
2011-12年	3.3	3.8	3.5	6.7

出所：ILO. 2013. “A return to stronger employment growth in India: Insights from the 68th NSS round 2011-12.” *ILO Asia-Pacific Research Brief Series*, No. 2, Nov. 2013.

1.6 意思決定・政治参加

表1.6.1 女性の意思決定・政治参加

	合計（定員）	女性数	割合
下院	543 (545)	60	11%
上院	243 (245)	24	10%
閣内大臣	23	6	26%

（2014年3月現在）

2. ジェンダー事情の概要

インドでは、ヒンズー教や家父長制に基づく男児・男性の優先傾向が非常に強く、望まれずに生まれてきた女児・女性はあらゆる面で差別を受ける対象となっている。将来的に、男児は親を扶養し、ヒンズー教に基づく宗教行事や冠婚葬祭を家長として執り行うことから、その誕生が喜ばれ、大事に育てられ、父親の財産を相続する。一方、女児は将来結婚して家を出ていくだけでなく、その際嫁ぎ先に支払う持参金（ダウリ）の負担から、誕生や存在自体が疎まれる傾向にある。こうしたジェンダーに基づく偏見や価値観が、男女産み分けのための中絶に反映されているほか、家庭における栄養摂取、医療サービスや教育へのアクセス等において女児より男児が優遇され、女性に対する暴力が正当化される要因となっている。

インドでは、カースト制度、民族、宗教による差別も厳しく、女性が置かれた状況は各女性が属する社会グループによっても異なる。上流階級に属する一部の女性の社会進出は進んでいるものの、社会的に抑圧されてきた人々は *Dalit* と呼ばれ、なかでも不浄とされる職業に従事してきた「不可触民」や森林の中に住んで森林資源で生計を立てたり、川岸に住んで原始的な漁法で漁業に携わったりする少数先住民族（指定部族）、イスラム教徒等は、インドで最も不利な立場にあって、あらゆる面で差別を受けているとされる。こうした社会的弱者グループに属する女性は、更に「女性」という「障がい」が加わり、教育、保健サービス等へのアクセスが限られ、経済的にもより窮乏状態にある。政府は、指定カースト（SC）や指定部族（ST）、OBC（Other Backward Classes）という社会グループのカテゴリーを指定し、大学への入学や公務員採用などに関し優遇措置を取っている。また、イスラム教徒の女性は移動の自由が制限されていること等から、最も脆弱な立場に置かれているとも言える。

UNDPによると、2013年のインドのジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index: GII）の数値は0.563で127位にランクされている（表2.1を参照）。南アジア諸国のGIIの平均値が0.539であることから、インドの男女の不平等の度合いは近隣諸国と比べて高いと言える。例えば、パキスタンはインドと同じ127位であるが、バングラデシュは115位、ネパールは98位、スリランカは75位と差がある。インドは、他の南アジア諸国に比べ、女性の国会議員数が少ないほか、中等教育と労働参加率の男女間格差が大きい。GIIは、かつてのジェンダー開発指数（Gender Development Index: GDI）及びジェンダー・エンパワーメント・メジャー（Gender Empowerment Measure: GEM）が統合されたもので、リプロ・ヘルス、エンパワメント、経済活動の3要素から評価される。具体的には、リプロ・ヘルスは妊産婦死亡率、15～19才の女性による出生率、エンパワメントは女性国会議員の割合、中等教育を修了した女性数、男性数が各々の全人口に占める割合、経済活動は女性労働者数、男性労働者数が各々の全人口に占める割合から算出される。

表2.1 ジェンダー不平等指数 (GII) 2013年

	インド	バングラデシュ	パキスタン	ネパール	スリランカ
HDI ランク (2013)	135	142	146	145	73
GII 値 (2013)	0.563	0.529	0.563	0.479	0.383
GII ランク (2013)	127	115	127	98	75
妊産婦死亡率 (2010)	200	240	260	170	35
若年層による出生率 (2010-2015)	32.8	80.6	27.3	73.7	16.9
国会議員割合 (2013)	10.9	19.7	19.7	33.2	5.8
中等教育修了女性割合 25+ (2005-2012)	26.6	30.8	19.3	17.9	72.7
中等教育修了男性割合 25+ (2005-2012)	50.4	39.3	46.1	39.9	75.5
女性労働参加割合 15+ (2012)	28.8	57.3	24.4	54.3	35
男性労働参加割合 15+ (2012)	80.9	84.1	82.9	63.2	76.4

出所：UNDP. 2013. *Human Development Report 2013*. New York: UNDP

GIIと同様に、世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指標 (Gender Gap Index: GGI)」では、インドの2014年の順位は142か国中114番目であった(表2.2を参照)。GGIの値(対男性比)は、2006年の0.601から2014年には0.646と0.045ポイント増え、男女格差は僅かながら改善傾向にある(表2.3を参照)。GGIは、経済活動への参加、教育、保健、政治参加の4要素から評価されるが、GIIに比べ、各要素で評価される指標の数が多く、より詳細な相対評価となっている。経済活動への参加では男女の労働参加率、賃金格差、所得格差、管理職や専門職に就く女性の割合、教育では識字率、初等・中等・高等教育への男女の就学率、保健では出生時の男児に対する女児の割合、平均寿命、政治参加では女性国会議員の割合、女性大臣の割合、女性国家元首が在任した年数から算出される。表2.2が示す通り、保健、教育面での男女格差は少ないが、経済活動、政治参加には大きな格差がある。一方、146ヶ国のGIIの平均値と比べると、インドは女性の政治参加の割合は他国に比べ高く15位にランクされているが、その他の値は平均値を下回りランクも最下位に近い。

表2.2 ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2014年

	順位	値	サンプル平均値	女性	男性	対男性比
GGI	114	0.646				
経済活動参加及び機会	134	0.41	0.60			
労働参加	130	0.36	0.67	30	84	0.36
類似職種の賃金の平等	109	0.56	0.61	-	-	0.56
推定所得 (PPP US\$)	135	0.24	0.53	1,980	8,087	0.24
議員、幹部職員、管理部門職員	-	-	0.27	-	-	-
専門職及び技術職	-	-	0.65	-	-	-
教育の習得	126	0.85	0.94			
識字率	126	0.68	0.87	51	75	0.68
初等教育への就学	117	0.97	0.94	84	87	0.97
中等教育への就学	116	0.79	0.62	-	-	0.79
高等教育への就学	111	0.78	0.88	20	26	0.78
保健	141	0.94	0.96			
出生時の男女比 (女性/男性)	139	0.89	0.92	-	-	0.89
平均寿命	95	1.04	1.04	58	56	1.04
政治への参加	15	0.39	0.21			
女性国会議員	111	0.13	0.25	11	89	0.13
女性大臣	107	0.10	0.20	9	91	0.10
女性国家元首が在任した年数 (過去 50 年)	1	0.72	0.20	21	29	0.72

出所：World Economic Forum. 2014. *Global Gender Gap Report 2014*. New York: World Economic Forum.

また、下記表2.3が示す通り、インドのGGIの値は2006年以降改善傾向にあるが、順位は下降傾向にある。

表2.3 GGIの推移（2006～2014年）

	総合		経済参加		教育習得		保健		政治参加	
	順位	値	順位	値	順位	値	順位	値	順位	値
2014（142ヶ国中）	114	0.646	134	0.41	126	0.85	141	0.937	15	0.385
2013（136ヶ国中）	101	0.655	124	0.446	120	0.857	135	0.931	9	0.385
2012（135ヶ国中）	105	0.644	123	0.459	121	0.852	134	0.931	17	0.334
2011（135ヶ国中）	113	0.619	131	0.396	121	0.837	134	0.931	19	0.312
2010（134ヶ国中）	112	0.615	128	0.403	120	0.837	132	0.931	23	0.291
2009（134ヶ国中）	114	0.615	127	0.412	121	0.843	134	0.931	24	0.273
2008（130ヶ国中）	113	0.606	125	0.399	116	0.845	128	0.931	25	0.248
2007（128ヶ国中）	114	0.594	122	0.398	116	0.819	126	0.931	21	0.227
2006（115ヶ国中）	98	0.601	110	0.397	102	0.819	103	0.962	20	0.227

*GGIは、GIIとは異なり、男性の値を1にした時の女性の割合を示し、1に近づくほどジェンダー平等を示す

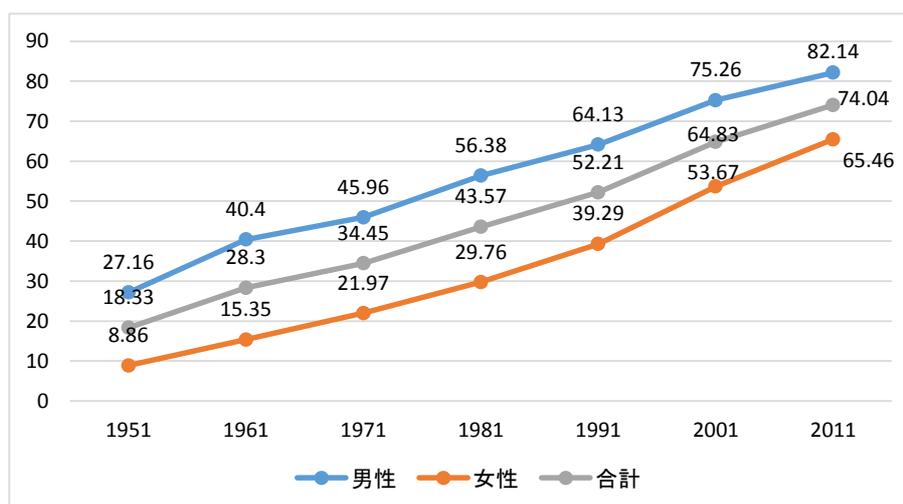
出所：World Economic Forum. 2014. *Global Gender Gap Report 2014*. New York: World Economic Forum.

3. 主要セクターにおけるジェンダー事情

3.1 教育

インドでは、女子教育に関連するミレニアム開発目標（以下MDG: Millennium Development Goal）の2及び3について、大きな進捗がみられる。MDG2は、2015年までの普遍的初等教育の達成であるが、2007-08年のインドの初等教育の純就学率は95%まで、また2010-11年には99.89%にまで達している¹。また、MDG3は、初等教育、中等教育における男女格差を2015年までに是正することであるが、1990-91年に0.76であった初等教育における総就学率の男女の格差（以下GPI: Gender Parity Index）は、2010-11年には1.01と男女間で逆転し、中等教育における総就学率のGPIは1990-91年の0.6から2010-11年には0.88、高等教育における総就学率のGPIは1990-91年の0.54から2011-12年には0.88に改善されている。

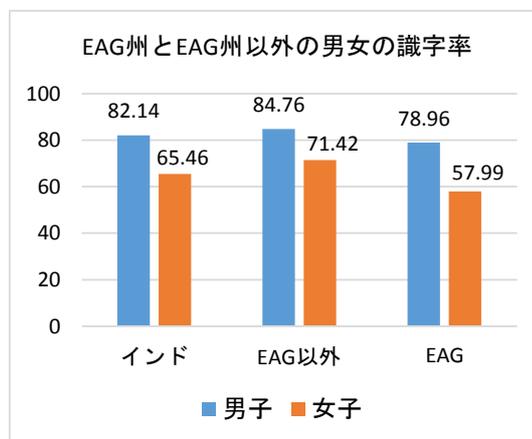
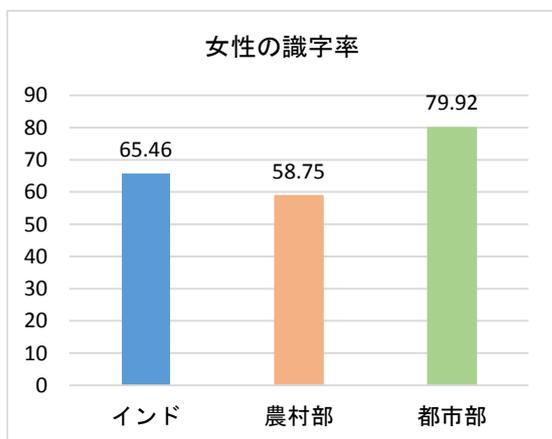
初等教育への就学率や男女間格差是正に一定の改善がみられるものの、性別を含む社会帰属の違いによる格差、特に識字率や高等教育における格差はなお大きい。インドは、地域や州の特性に加え、異なるカースト、民族、宗教等による社会グループが多様であるため、女子・女性の間にも格差がみられる。図3.1.1が示す通り、1951年の成人識字率と比べると、2011年には男女ともに大幅に改善されているが、男性82.14%に対し、女性は65.46%と低く、男女間格差は15ポイント近くある。また、図3.1.2（左）が示す通り、女性の識字率は農村部と都市部で20ポイント以上の格差があり、州別では図3.1.2（右）が示す通り、EAG（Empowered Action Group）8州とそれ以外の州の女性の識字率の格差は13.43ポイントと男性間の格差（5.8ポイント）よりはるかに大きい。また、高等教育（18～23才）の女子全体の総就学率が19.4%であるのに対し、SC（指定カースト）の女子は13.9%、ST（指定部族）の女子は9.7%と著しく低く、障がいのある女子やイスラム教徒の女子の総就学率はさらに低い（図3.1.3参照）。



出所：Provisional Population Totals – India (Chapter 6: State of Literacy, p.102)
(http://censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Final_PPT_2011_chapter6.pdf)
最終アクセス：2015年1月20日

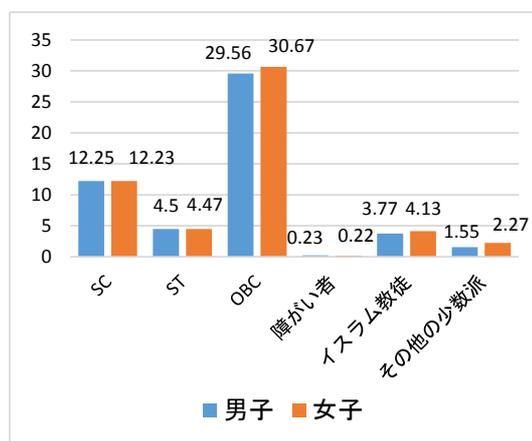
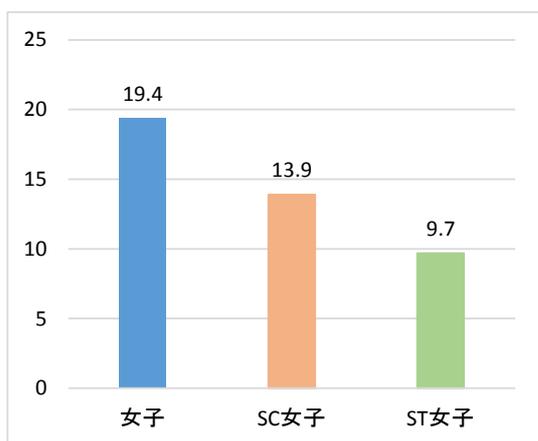
図3.1.1 男女の成人識字率の推移（1975～2011年）

¹ The District Information System for Education (DICE) for 2010-11.



出所：Provisional Population Totals – India (Chapter 6: State of Literacy)
http://censusindia.gov.in/2011-prov-results/data_files/india/Final_PPT_2011_chapter6.pdf
 最終アクセス：2015年1月20日

図3.1.2 女性間の識字率の違い



出所：All India Survey on Higher Education 2011-12

図3.1.3 高等教育における女子の総就学率（2011-12年）（SC、ST別）

インド政府は、女子、SC、STへの平等な教育機会の提供と格差是正に焦点をおくため、1986年に「国家教育政策」を改定した。特に、女子の初等教育へのアクセスを制約する条件の解消、女子学生の留年率の改善を最優先課題とし、女性の職業訓練、技術・専門教育への参加と非伝統的な職業への就職促進にまで踏み込んで言及している。インド政府は、第12次5ヶ年計画（2012～2017年）において、国全体の経済成長及び労働者がきちんとした仕事に就けることを目的に、若者を対象にした職業訓練による能力開発に焦点を当てている。インドでは、1988年に10年生修了後の職業訓練プログラム（the Scheme of Vocationalization of Secondary Education）が導入され、それ以降9,600校以上の職業訓練校（10+2）が設立され、100万人以上の学生が学んできた。また、工業技術短大（以下ITIs: Industrial Training Institutes）は、2011年現在、9,404校あり、うち女子のITIsは1,409校、一般のITIsに併設された女子校が960校ある。中央政府管轄による「女性職業訓練プログラム（Women's Vocational Training Program）」は、国立女性職業訓練短大（National Vocational Training Institute for Women at NOIDA）と10の地域短大（7,768人対象）から構成されている。

表3.1.1.が示す通り、15才から29才の男女で、フォーマル（公式）、ノンフォーマル（非公式）に限らず職業訓練を受けている若者は少ない。また、職業訓練の分野やコースの違いにより男女間の格差が見られる（表3.1.2参照）。コンピューター関連のコースは、男女ともに約3割を占め男

女間の差は見られないが、繊維製品関連や美容は女性が圧倒的に多く、工学系や自動車整備は男性が圧倒的に多い。

表3.1.1 15～29才の男女の職業訓練の受講経験（2004-05年）

調査時に：	男性	女性
職業訓練を受けていた	1.7%	0.9%
フォーマルな職業訓練を受けたことがあった	2.6%	2.1%
ノンフォーマルな職業訓練を受けたことがあった（世襲目的）	5.0%	2.8%
ノンフォーマルな職業訓練を受けたことがあった（世襲目的以外）	4.4%	3.1%
職業訓練を受けたことがなかった	85.5%	90.2%
欠測	0.8%	0.9%
合計	100%	100%

出所：National Sample Survey (NSS), 61st round, Report 517. Status of Education and Vocational Training in India, 2004-2005. (ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB. で引用)

表3.1.2 15～29才の男女が受講した公式職業訓練の分野（2004-05年）

分野	男性	女性
機械工学	11.2	1.1
電気・電子工学	17.8	2.3
コンピューター	30.5	31.2
工学・建設	3.8	1.2
繊維製品関連	0.2	23.4
工芸	1.1	2
医療サービス	3.7	9.3
オフィス・ビジネス	4.2	6
自動車修理	11.8	0.7
美容	0	4.1
栄養・幼児教育	0	2.6
その他	13.7	16
欠測	2.00	0.10
合計	100	100

出所：National Sample Survey (NSS), 61st round, Report 517.
Status of Education and Vocational Training in India, 2004-2005. (ADB. 2013.
India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors. Manila: ADB. で引用)

上述の通り、公式な職業訓練校への就学は、10年生修了後であるため、職業訓練校への就学率は、それまでの就学率、中退率、修了率等に影響を受ける。中学から高校、高校から短大へと上に上がるに従い就学率は、男女ともに大きく減少している（表3.1.3参照）。SCは平均以上かそれ程格差がないが、STは高校への就学率が平均より低く、短大も含め女子の就学率は低い。6年生から12年生までの総就学率における男女間格差はそれほど大きくない（表3.1.4参照）。

表3.1.3 6年生～12年生までの男女別の総就学率（2009-2010年）

	Class VI - VIII (11-13 才)		Class IX - X (14-15 才)		Class XI - XII (16-17 才)	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
インド	84.5	78.3	66.7	58.5	38.3	33.3
SC	90.5	86.6	71.2	63.5	37.4	33.5
ST	87.8	78.8	54.2	44.2	31.4	22.3

出所：Ministry of Human Resource Development. 2011. Statistics of School Education 2009-2010.
Delhi: MHRD. (ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB. で引用)

表3.1.4 6年生～12年生までの総就学率の男女格差

	Class VI-VIII	Class IX-X	Class Xi-Xii
インド	0.93	0.88	0.87
SC	0.96	0.89	0.89
ST	0.90	0.82	0.71

出所：Ministry of Human Resource Development. 2011. Statistics of School Education 2009-2010.

Delhi: MHRD. (ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB. で引用)

3.2 保健

インドの男女の人口比は、2001年の国勢調査で男性1,000人に対し女性933人だったが、2011年の国勢調査では940人と多少の改善がみられた（表3.2.1参照）。しかし、一般的には男性105人に対し女性100人（男性1に対し女性約0.952）が正常な男女比バランスと言われ、世界の平均が986人であることから、その不均衡の度合いは深刻と言える。中国の926人よりは上回っているものの、同じ南アジア諸国のバングラデシュの978人、パキスタンの943人と比べても、インドの男性の人口に対する女性の人口の割合は少ない。

表3.2.1 世界の男女の人口比

	2001年	2011年
インド	933	940
バングラデシュ	958	978
パキスタン	938	943
中国	944	926
日本	1,041	1,055
世界平均	986	984

出所：2011年の国勢調査の Chapter 5 Gender Composition of the Population, 2011. より抜粋

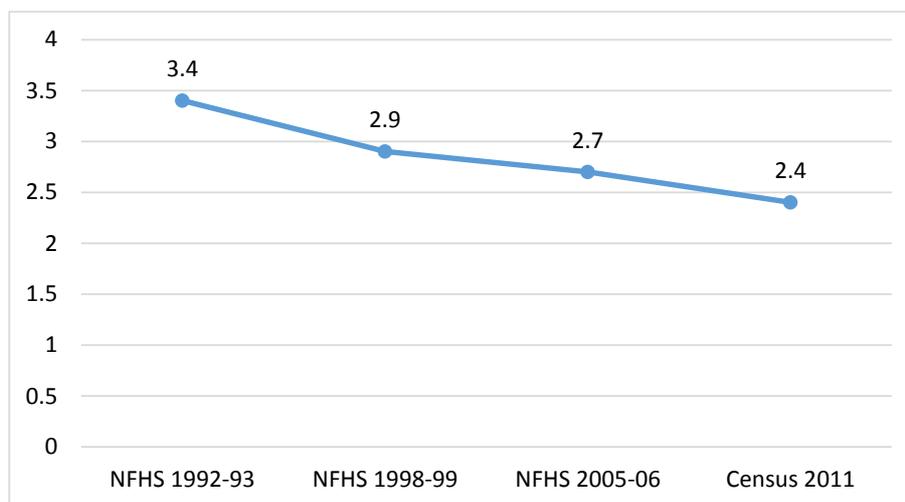
インドでは、女兒より男児の誕生が好まれ男女の産み分けや栄養・医療の面で男女差別が行われることから、新生児を含む0～6才の男女比（914人）は、7才以上の男女比（944人）に比べてよりバランスを欠き、州により大きく異なる。これは、地域に根付いたジェンダー偏見や価値観に大きく影響を受けるため、2001年の国勢調査と比べ必ずしも改善されておらず、男女の産み分けや男女の育て方における差別はエスカレート傾向にあると言える。インドで最も高いケララ州では、2011年の7才以上の男女比が1,084人であるのに対し0～6才の男女比は959人、インドで最も低いハリヤナ州の7才以上の男女比は885人に対し、0～6才の男女比は830人と、いずれも0～6才の男女比の方が女兒・女性の割合が低い。0～6才の男女比のみを州別に見ると、南部で最も高いケララ州が959人に対し、南部で最も低いオリッサ州は934人で、北部で最も高いウッタル・プラデシュ州の899人を上回っている。また、北部で最も低いハリヤナ州は830人、連邦管轄区のデリーも866人と著しく低い。

表3.2.2 年齢別の男女の人口比の推移（2001年～2011年）（州別）

	合計		0～6才の男女比		7才以上の男女比	
	2001	2011	2001	2011	2001	2011
インド	933	940	927	914	934	944
北部						
UP州	898	908	916	899	894	910
Haryana州	861	877	819	830	869	885
南部						
ケララ州	1,058	1,084	960	959	1,072	1,099
Orissa州	972	978	953	934	976	985
デリー	821	866	868	866	813	866

出所：Office of the Registrar General & Census Commissioner. 2012. 2011 Census. Delhi: ORGCC.

インドの合計特殊出生率は、1998-99年以降2011年の間に2.9人から2.4人に減少した（図3.2.1参照）。合計特殊出生率は、都市部と農村部間、州間に格差があり、識字率や経済レベルにも大きく影響を受けている。まず、2011年の国勢調査によると、農村部が2.9人であるのに対し、都市部は人口置換レベルを下回る1.9人にまで減少している（表3.2.3参照）。合計特殊出生率の高い北部州の中でも最も高いビハール州は3.6人で、農村部の合計特殊出生率は都市部のそれより1.1人も多い3.7人となっている。南部のゴア州、アンドラ・プラデシュ州、タミル・ナド州は、2005-06年の全国家族保健調査（以下NFHS: National Family & Health Survey）時に既に1.8人であったことから、南北州間には大きな格差があると言える。同様に、表3.2.4が示す通り、非識字者の合計特殊出生率は識字者のそれより高く、ビハール州では識字者と非識字者間に2.2人の差がついている。また、NFHS-3（2005-06年）によると、最貧困層の合計特殊出生率は最富裕層のそれと比べ2人多く、表3.2.5が示す通り、ST、イスラム教徒は他のグループと比べ高い。



出所：NFHS-3 2005-06 及び 2011 Census

図3.2.1 合計特殊出生率の推移（1992-93年～2011年）

表3.2.3 合計特殊出生率（2011年）（地域別、主な北部/EAG州）

	合計	農村部	都市部
インド	2.4	2.7	1.9
ビハール州	3.6	3.7	2.6
UP 州	3.4	3.6	2.6
MP 州	3.1	3.3	2.1
ラジャスタン州	3.0	3.2	2.4
ジャールカンド州	2.9	3.2	2.1
チャティスガル州	2.7	2.9	1.9

出所：Register General, India, 2013

表3.2.4 識字・非識字者別の合計特殊出生率（2011年）（北部州）

	非識字者	識字者
インド	3.3	2.1
ビハール州	4.7	2.5
UP 州	4.0	3.1
アッサム州	3.7	2.1
ジャールカンド州	3.7	2.4
MP 州	3.7	2.8

出所：Register General, India, 2013

表3.2.5 社会グループ別の合計特殊出生率

	合計特殊出生率
インド	2.7
SC	2.9
ST	3.1
OBC	2.8
イスラム教徒	3.4
ヒンズー教徒	2.6

出所：NFHS-3 2005-06

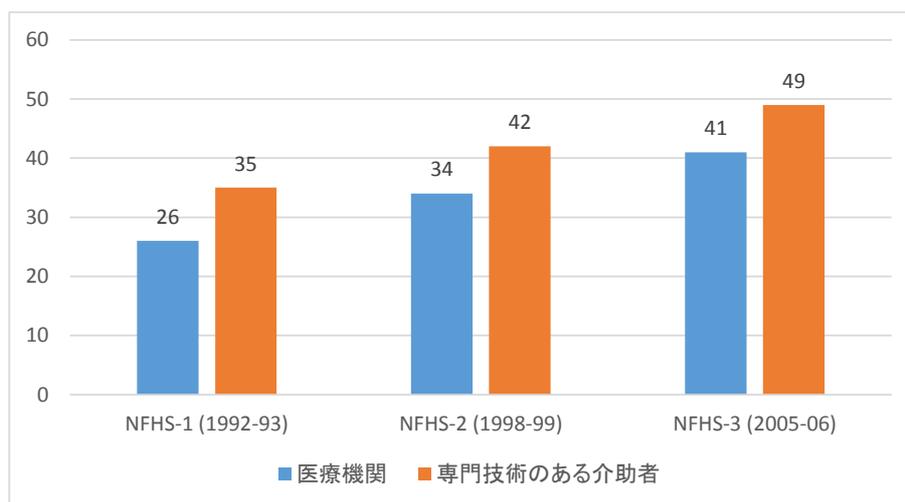
インドの妊産婦死亡率（以下MMR、10万出産当り）は、2007-09年の212に対し、2010-12年には178と多少の改善がみられる。世界銀行によると、2010-14年のインドのMMRは190で、他の南アジア諸国のネパールが同じく190、バングラデシュとパキスタンは170とインドの方が悪い。インドのMDG5の目標値である109には遥か及ばず、2015年の達成値は140と予測されている。インドでは、MMRが相対的に低い南部州（105）と他州（127）、また一段と高いEAG州（Empowered Action Group States: ビハール、ジャールカンド、マディヤ・プラデシュ、チャティスガル、オリッサ、ラジャスタン、ウッタル・プラデシュ、ウッタルカンド州の8州）及びアッサム州（257）の間には、表3.2.6が示す通り、大きな格差がある。

表3.2.6 妊産婦死亡率（2010-12年）（地域別）

	妊産婦死亡率
インド	178
EAG & アッサム州	257
南部州	105
その他	127

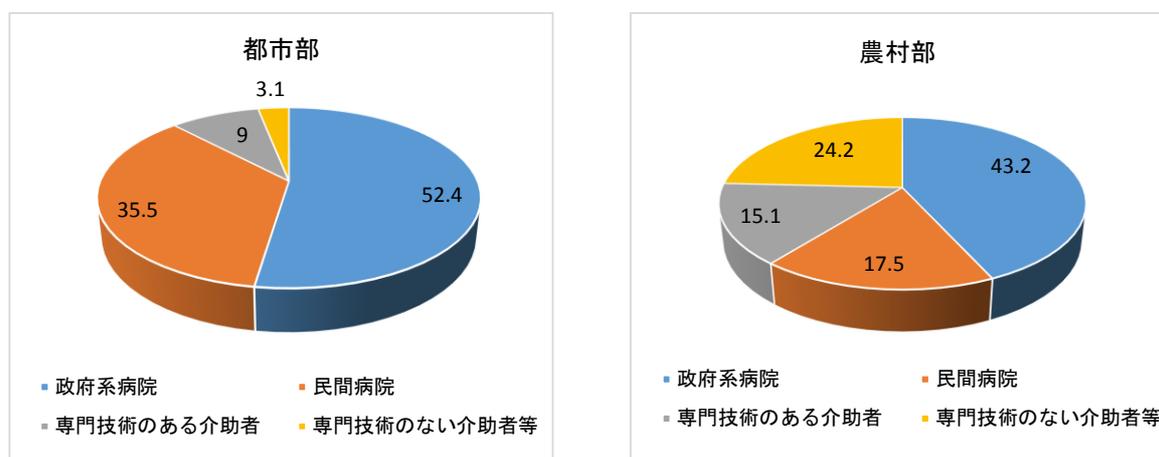
出所：Register General, India, 2014

インドのMMRが高い理由として、医療施設ではなく自宅での出産がなお多いこと、出産前と出産後の検診サービスが限られていることのほか、危険な中絶が多いこと等も考えられる。まず、NFHS-3（2005-06年）によると、1992-93年から2005-06年の間に医療機関での出産は26%から41%に増え、専門技術者の介助による出産が35%から49%に増えたものの、農村部と都市部の格差が大きい（図3.2.2参照）。Registrar General, Indiaによると、都市部では病院での出産が87.9%、専門技術を持つ介助者による出産9%を加えると97%近くになる一方、農村部では病院での出産は60.7%にとどまり、24.2%が自宅等で専門技術を持たないTBA（Traditional Birth Attendants）の介助で出産している（図3.2.3を参照）。NFHS-3（2005-06年）によると、過去5年間に調査対象者の50%以上の女性が自宅で、9%の女性が実家で出産しているが、その理由として72%は医療機関での出産は必要ないと考え、26%は医療機関での出産は費用が高いからと回答している。



出所：Ministry of Health and Family Welfare, Government of India. 2007.
National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06. Delhi: MoHFW, GoI.

図3.2.2 出産場所・方法の推移（1992-93年～2005-06年）



出所：Registrar General, India 2013

図3.2.3 出産場所及び出産の介助人のタイプ

次に、出産前検診について、NFHS-3（2005-06年）では、過去5年間に出産した女性の76%が受診したと回答している。しかし、僅か44%の女性が妊娠3カ月以内に最初の検診を受け、22%は妊娠4、5カ月になってから初めての検診を受け、52%の女性が、合計で3回かそれ以上の検診（腹部検診、鉄剤の処方、破傷風の予防注射等）を受けているに過ぎない²。都市部の女性は、農村部の女性より3回以上の検診を受ける傾向が強く、州によっても格差がある。NFHS-3（2005-06年）によると、3回以上の検診を受けた割合が90%以上と高いのは南部のケララ州、ゴア州、タミル・ナド州で、北部のビハール州は17%、ウッタル・プラデシュ州も27%と格差が大きい³。

インドでは、10代の女性の妊娠・出産が多い。世界銀行によると、インドのAFR（Adolescent Fertility Rate（15-19才の女性1000人あたりの妊娠・出産の割合））は33で、他の南アジア諸国ではネパールの74、バングラデシュの81より大幅に低いが、スリランカの17、パキスタンの27に比べると高い。NFHS-3（2005-06年）によると、調査時の2005-06年、調査対象の20～49才の女性の50%が20才以下で出産をしており、そのうち半分は18才以下で出産している。10代での妊娠・出産は、農村部で特に多く、また教育レベルの低い女性に多い。これは、避妊の知識や家族計画の実行が、農村部の女性、イスラム教徒の女性、STの女性、教育・経済レベルの低い女性間で低く、合計特殊出生率の高さ、間隔の短い妊娠・出産、望まない妊娠・出産の多さとも深く関係している⁴。

インド政府によると、約240万人の人々がHIVに感染し、成人の感染率は0.31%（2009年）と推定される⁵。15才以下の感染者が全感染者数に占める割合は3.5%で、15～49才の感染者は83%とされている⁶。全感染者の39%は女性と言われ、また55%は南部4州に集中しており、アンドラ・プラデシュ州50万人、マハラシュトラ州42万人、カルナタカ州25万人、タミル・ナド州15万人とされている⁷。NFHS-3（2005-06年）によると、調査参加者の15～49才の女性の61%、男性の84%が、HIV/AIDSについて聞いたことがあると応えているが、僅か女性の17%、男性の33%のみがHIV/AIDSに関する包括的な知識を持っているに過ぎない。HIVの感染の仕方や予防方法等について、初歩的な勘違いもなお多いとされている⁸。

インドの保健行政は、主に保健家族福祉省によって執り行われているが、HIV/AIDSに関してはNational AIDS Control Organization（NACO）、子どもの保健に関しては女性子ども開発省も関わっている。1983年に「国家保健政策」が策定され、2002年に組織再編や予算増額による医療機関へのアクセス改善に優先度を置いた政策に改定された。2000年に策定された「国家人口政策」では、合計特殊出生率の減少（2010年までの人口置換レベルまでの減少）、2045年までの持続可能な人口を目指している。主な国家プログラムとしては、合計特殊出生率、妊産婦死亡率、乳幼児死亡率の減少を目的とした「Reproductive and Child Health Programme (RCH) 2013」、リプロ・ヘルス関連施設・サービスの改善を目的とした「Janani Shishu Suraksha Karyakram (JSSK) 2011」が保健家族福祉省によって実施されている。そのほか、女性・子ども開発省が「Integrated Child Development

² Ministry of Health and Family Welfare, Government of India. 2007. National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06. Delhi: MoHFW, GoI.

³ ibid.

⁴ ibid.

⁵ <http://www.worldbank.org/en/news/feature/2012/07/10/hiv-aids-india>（最終アクセス：2015年1月20日）

⁶ ibid.

⁷ ibid.

⁸ ibid.

Scheme (ICDS) 1975」を実施し、NACOが「National Policy on HIV/AIDS and the World Work」を実施している。

3.3 農業

インドでは、農業はGDPの約14%（2013-14年）を占め、全労働者の約54.6%を雇用する基幹産業である⁹。全人口の約70%が農村地域に暮らし、農業に依存した生計を立てている。しかし、農産物による収入は農家の全収入の33%、農業の日雇い労働による賃金収入は12%と限られ¹⁰、農業は必ずしも安定した収入源ではない。2012年現在、インドの耕作地は全国土の52.5%、1人あたりの耕作地面積は0.13ha、灌漑普及率は35.2%とされる¹¹。水資源が豊富な北西部のパンジャブ州や南インドでは、稲作や穀物生産だけでなく、灌漑を利用した園芸作物（野菜、果樹）の生産が盛んに行われている一方、その他の地域では、天水利用による単一作物の生産といった自給目的の零細・小規模農業が営まれている¹²。インドの付加価値農産物の生産は全体の7%、また農産加工品は2%と限られている¹³。結果、農村部の貧困率は都市部より高く、州別では北部のビハール州、チャティスガル州、ジャールカンド州等の貧困率がパンジャブ州（北西部州）やケララ州（南部）の貧困率の倍以上となっている¹⁴。

多くの開発途上国と同様に、インドでも、女性が農業の重要な役割を果たしている。2009-10年、農村部の男性の63%に対し、女性は79%が農業に従事し¹⁵、農業セクターの全労働者の46%は女性が占める¹⁶。特に、労働集約的な農業が行われている山岳地域では、より多くの女性が農業に従事している。また、農産物生産にかかる作業の37%、畜産業においては全作業の73%を女性が担っている¹⁷。インドでは、コメ、小麦、メイズ、豆類（ひよこ豆等）、種油（菜種油、カラシ油）、綿、サトウキビ等が主に生産されているが、自給目的の零細農家ではコメ、小麦、メイズ等が生産されている。家畜は、牛、水牛、ヤギ、羊が多く飼育されている（表3.3.1参照）。こうした生産活動において、女性は、表3.3.2が示す通り、殆どの作業を担っている。また、農作業に費やす年間の労働時間は、男性1,212時間に対し、女性は3,485時間と3倍近く多く働いていることになる。

⁹ *Economic Survey of India 2013-2014*, <http://indiabudget.nic.in/es2013-14/echap-08.pdf>（最終アクセス：2015年1月20日）

¹⁰ Desai, S. et al. 2010. *Human Development in India*. (ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADBに引用)

¹¹ <http://data.worldbank.org/indicator/AG.LND.AGRI.ZS>（最終アクセス：2015年1月20日）

¹² 「2003年、約70%の農民が1ha以下の土地で農業を営んでいる」 Agarwal, B. 2010. “Rethinking agricultural production collectivities,” *Economic and Political Weekly*, XLV, (9).

¹³ “Report of the Working Group on Agriculture Marketing and Infrastructure, secondary agriculture and policy required for internal and external trade for the XII five year plan 2012-17,”

http://planningcommission.gov.in/aboutus/committee/wrkgrp12/agri/weg_rep_market.pdf（最終アクセス：2015年1月20日）

¹⁴ ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB.

¹⁵ *ibid.*

¹⁶ *2011 Census of India*.

¹⁷ Jarial and Bhatt. 2013. “Reminding women’s contribution in livestock sector,” *Agriculture Today*.

表3.3.1 家畜の構成割合（2012-13年）

家畜の種類	割合
牛	37.28
水牛	21.23
ヤギ	26.4
羊	12.71
ブタ	2.01
その他	0.37
合計	100

出所：Livestock Census 2012

(<http://www.dahd.nic.in/dahd/writeReadData/Livestock.pdf>)

最終アクセス：2015年1月20日

表3.3.2 女性が従事する農作業ほか

分野	作業内容
コメ・穀物・雑穀生産	土地の準備
	種子の選定、苗木作り
	肥料の散布
	播種、田植え
	草抜き
	収穫
	収穫後処理
畜産	家畜小屋の掃除
	肥しの収集
	飼い葉の収集、水・餌やり
	放牧
森林	薪拾い
	森林資源（果樹、飼い葉、葉草等）収集

出所：PwC. 2014. “Draft Report Card – Agriculture and Forestry,” p.22.

女性が果たす役割にも拘らず、女性は農民として認識されず、貢献に見合った権利や報酬を受けていない。まず、インドでは、僅か12.4%の女性しか農地を所有しておらず、そのうち50%は0.5ha以下の土地で、女性が所有する農地は全農地の9.9%にしか過ぎない¹⁸。農地を所有していないことで、女性は農民として認識されず、普及サービスや研修の機会から排除される¹⁹。また農地を持たない女性は、マイクロ・ファイナンス等へのアクセスが限られ、種子や化学肥料等の生産資材の購入、耕作用の農業機械（牛）や労働者の調達等が男性に比べると限られ、適切な時期に耕作、田植え、草抜き等が出来ない²⁰。結果として、女性の農業生産性は男性に比べて20～30%低いとされている²¹。また、農業労働の賃金には男女間格差があり、女性は単純労働の農作業（田植え、草抜き等）に雇用される傾向が強く、女性の賃金は男性の賃金の69%のみで²²、男女の作業内容にそれほど違いがない収穫作業でも2割近くの格差がある（表3.3.3を参照）。

¹⁸ 2005-2006 Agricultural Census. Cited in ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB.

¹⁹ ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB.

²⁰ *ibid.*

²¹ *ibid.*

²² *ibid.*

表3.3.3 収穫作業における男女の賃金格差の推移（単位：インドルピー）

	男性	女性	男女間の賃金格差
1999-2000	58.7	48	81.77%
2009-2011	101	83	82.18%
2012-2013	168	138	82.14%

出所：Ministry of Labor and Employment

(<http://www.indiastat.com/labourandworkforce/380987/wages/292/wageratesforagriculturaloccupations19952014/209143/stats.aspx> 最終アクセス：2015年1月20日)

農村地域の女性のなかでも、SC、STはより脆弱な立場にある。SCやSTは、財産や収入が少なく教育レベルも低いことから、農林水産業に依存した生計を立てざるを得ない。全人口に占めるSC及びSTの割合はそれぞれ16.2%、8.2%であるが、全ての土地所有者の12%はSC、8.6%はSTで、それぞれ使用されている農地の10.6%、11.4%の土地を所有している。農地の質は不明であるものの、STは、農地改革によりある程度公正に土地が再分配されたとも言えるが、SCは人口比から考えると少ない再分配となっている。表3.3.4が示す通り、農地を所有するSCの78%は極小の土地(1ha以下)しか所有しておらず²³、インド全体では全土地所有者の67%のみが極小の土地を所有していることから²⁴、SCが所有する農地は相対的に少なく、政府の積極的な介入がなされなければ、貧困連鎖の解消には繋がらないともいえる。

表3.3.4 SC及びSTの土地の分配（2010-11年）

土地のサイズ	SC				ST			
	人数 (百万)	割合 (%)	面積 (百万 ha)	割合 (%)	人数 (百万)	割合 (%)	面積 (百万 ha)	割合 (%)
極小 (1ha 以下)	13.2	78	5	36	6.4	53	3.1	17
小規模 (1~2ha)	2.4	14.1	3.4	24.2	3	25	4.1	22.5
小規模と中規模 の中間 (2~4ha)	1	5.8	3	21.4	2	14.1	5	27.47
中規模 (4~10ha)	0.33	1.9	2	14.2	1	6.3	4.3	23.6
大規模 (10+ha)	0.052	0.3	0.836	6	0.11	0.91	2	9.3
合計	17	100	14	100	12.5	100	18.5	100

出所：Agriculture Census 2010-11

気候変動に伴い、インドの農業には、今後ますます水資源開発及び管理が重要になると言われている。州によって気候変動への脆弱性は異なるが（図3.3.1を参照）、女性農民は、水資源の利用者であり管理者でもあるため、水不足は概して女性に大きな影響を与えると危惧されている²⁵。家庭菜園も含めた農産物生産の灌漑目的だけでなく、水は、飲料水、料理、洗濯、家畜用にも使用されるからだ²⁶。UN Womenが2013年に女性農民を対象に実施した定性調査によると²⁷、参加した女性農民の最大の懸念点のひとつが降雨パターンの変化に伴う農業生産の減少と森林破壊で、既に彼女たちの生計に負の影響を与えているが、今後、更なる水不足（生活用水含む）、食糧不足、

²³ Agriculture Census 2010-11.

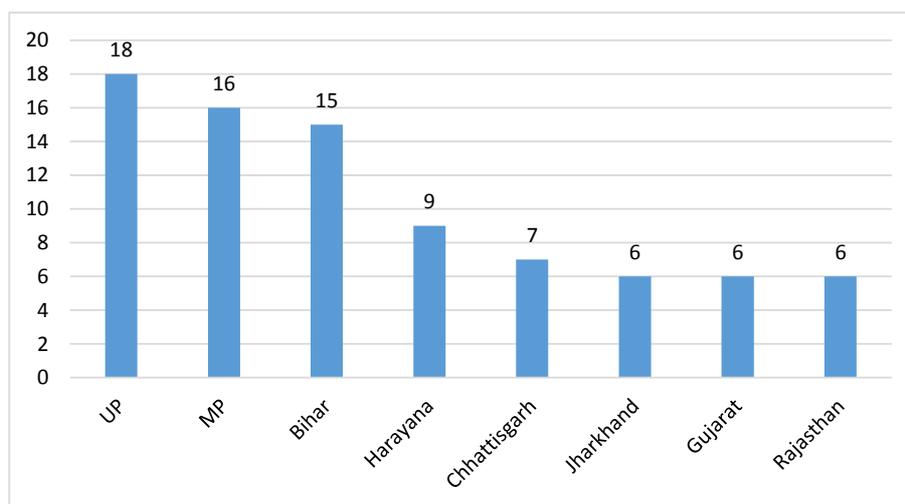
²⁴ State of Agriculture Report 2012-13.

²⁵ ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB.

²⁶ Ibid.

²⁷ UN Women. 2013. *Hearts & Minds: Women of India Speak*. New York: UN Women.

借金の激増、それに伴う担保である土地の喪失等のリスクに晒されている。ADBのレポートは²⁸、水資源の有効的な管理には、水の多様な利用者である女性が計画や実施段階の意思決定に参加し、自らのニーズを反映することが重要だとしている。



出所：ICAR Annual Report 2013-14 (<http://agricoop.nic.in/Annualreport2013-14/artp13-14ENG.pdf>)
最終アクセス：2015年1月20日

図3.3.1 気候変動に脆弱だとされる県を多く持つ州

インド政府は、これまでに「国家農業政策（2000年）」及び「農民のための国家政策（2007年）」を策定し、前者では農業セクターの経済成長、後者では農民の福祉の向上に焦点が当てられている。第12次5ヶ年計画（2012～2017年）では、女性農民や土地なし農民への土地の再分配、女性農民への普及サービスの提供が言及されており、具体的に「Mahila Kisan Sashaktikaran Pariojana (Strengthening Women Farmers Scheme)」等の国家プログラムで実施することとしている。対策として、女性農民に特化した30%のファンドを確保する、女性農民による自助グループ（以下SHGs: Self-help Groups）の組織化、能力開発、信用（マイクロ・ファイナンス等）・情報へのアクセス強化、意思決定への参加促進を図る、普及システムにジェンダーニーズを反映させる等ジェンダー主流化を図るためにジェンダー・センシタイゼーションの活動を取り入れる、としている。

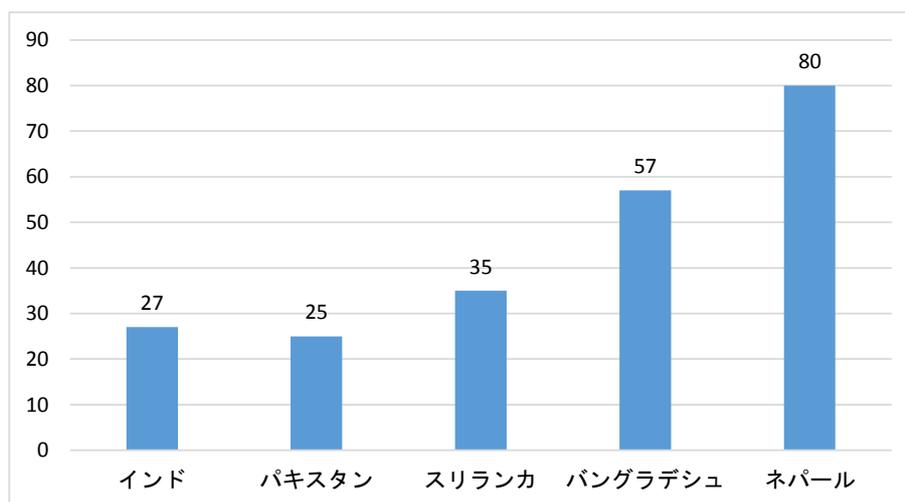
インドの農業関連の政府組織には、農業省、農村開発省、農産加工産業省があるが、ジェンダーに取り組む部署が農業局 (Department of Agriculture and Cooperation) 内に設置されている。まず、農業分野のジェンダー・リソース・センター（以下NGRCA : National Gender Resource Center in Agriculture）は、農業局内に2004-05年に設立され、ジェンダー・フォーカルポイントとして、省内のジェンダー関連事業の担当をしているほか、州農業局に対して、農業政策や農業プログラムにジェンダーを組み込むアドバイザー的な役割も果たしている。一方、ジェンダー予算室（以下GBC : Gender Budgeting Cell）は、NGRCAと共に、農業局の全プログラムに対して、ジェンダー視点から、女性農民が裨益できるような予算計画と支出を行うことを目的としている。

²⁸ ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Manila: ADB.

3.4 雇用・経済活動

1) 雇用全般

世界銀行によると、インドにおける女性の労働参加率は27%（2010-14年）と著しく低く、男性の80%と比べ53ポイントもの格差がある²⁹。また、他の南アジア諸国と比べても、パキスタンの25%に次ぐ低さとなっている（図3.4.1参照）。ILOによると、インドの女性の労働参加率は、世界131ヶ国中121位に位置し、先述の世界経済フォーラムによるGGIの「経済活動とその機会」の項目においても134位にランクされ、最下位グループ5%に入っている。

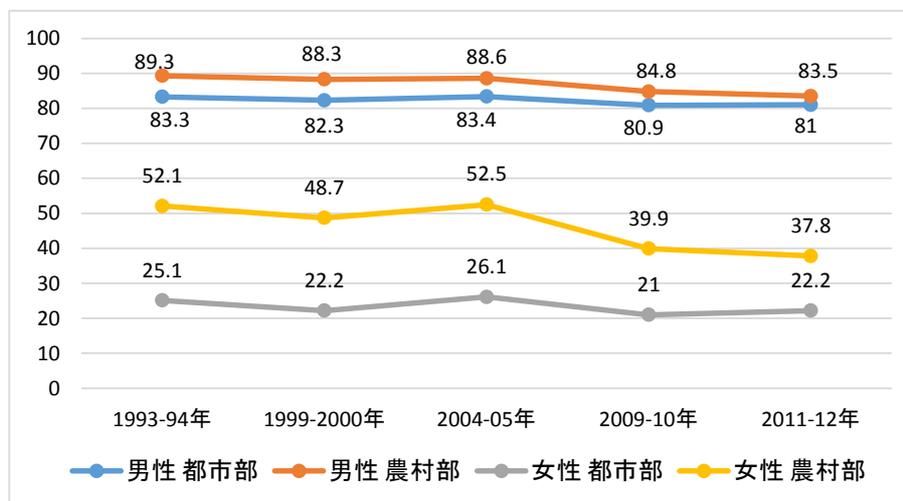


出所：世界銀行 (<http://data.worldbank.org/indicator/SI.TLF.CACT.FE.ZS>)
最終アクセス：2015年1月20日

図3.4.1 主要南アジア諸国の女性の労働参加率（2010-14年）

インドは、2004-05年から2009-10年にかけて年率8.5%の経済成長を遂げ、その後大幅な雇用の伸びも経験したが、それらは必ずしも女性の雇用や女性の労働参加率の増加には結びつかなかった。図3.4.2が示す通り、全国サンプル調査（以下NSS：National Sample Survey）によると、2009-10年には、都市部の女性の労働参加率は2004-05年の26.1%から小幅減少し、農村部では52.5%から13.6ポイントも減少し、2011-12年に更に2.1ポイント減少している。結果、農村部の男女間の労働参加率の格差は2004-05年時の36.1ポイントから2011-12年には45.7ポイントに拡大している。

²⁹ 世界銀行 (<http://data.worldbank.org/indicator/SI.TLF.CACT.FE.ZS>) 最終アクセス：2015年1月20日



出所：India National Sample Survey cited in “A return to stronger employment growth in India?”
ILO Asia-Pacific Research Brief Series, No.2, Nov. 2013.

図3.4.2 男女の労働参加率の推移（1993-94年～2011-12年）（地域別）

インドで経済成長が著しかった2000年代後半（2005年～2010年）、労働力は459百万人から110万人しか増えず、復調の兆しが見えた2010年まで雇用なき成長が続いた³⁰。2005年～2010年の雇用の不足は、特に農村部の女性の雇用に影響を与え、労働参加率の激減に繋がった。結果、女性の雇用が2,140万（うち9割は農村部の女性）減少する一方で、男性の雇用は2,250万増えた。2012年に、新たに1,400万人のための雇用が生まれ、雇用総数は474百万に達したが、都市部で女性の雇用が450万増える一方、農村部では270万の女性の雇用が失われている³¹。かくして、2000年代後半の経済成長及び雇用の伸びは、男性と都市部の労働者のみに裨益したと言える³²。

農村部を中心とする女性の労働参加率の減少には、女性側の要因として、進学、家事専念、教育レベルやスキルに見合った仕事がない等があげられている³³。2004-05年から2009-10年にかけての女性の労働参加率の減少は、都市部、農村部の本業に就く女性及び副業も掛け持つ女性（principle status 及び usually principle and subsidiary status）、全ての労働参加率が減少している³⁴。2005-10年は、2000-05年に比べて、本業に就く女性、副業も掛け持つ女性、それぞれ1,080万人減、1,010万人減で、2010-12年には本業に就く女性は更に550万に減少しているが、副業も掛け持つ女性は730万人増加している（図3.4.4参照）。

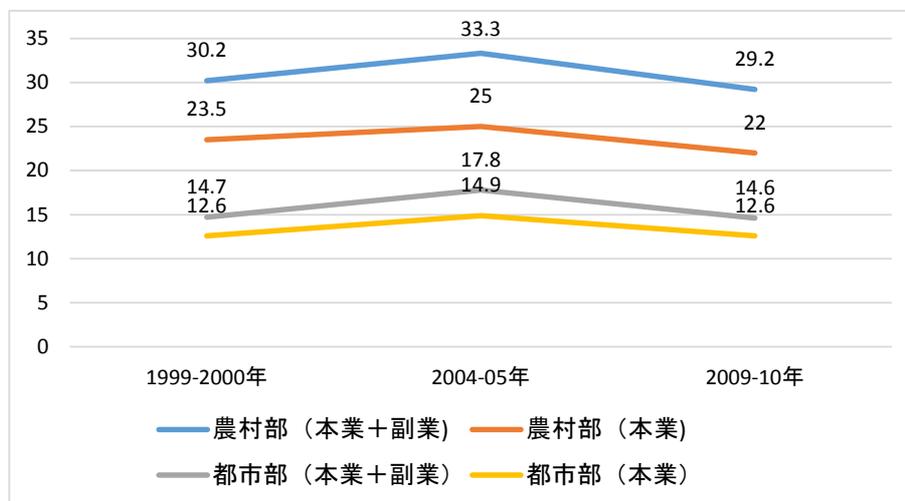
³⁰ ILO. 2014. *Low Female Employment in a Period of High Growth: Insights from a Primary Survey in Uttar Pradesh & Gujarat*. Delhi: ILO.

³¹ *ibid.*

³² ILO. 2013. “A return to stronger employment growth in India?” *ILO Asia-Pacific Research Brief Series*, No.2, Nov. 2013.

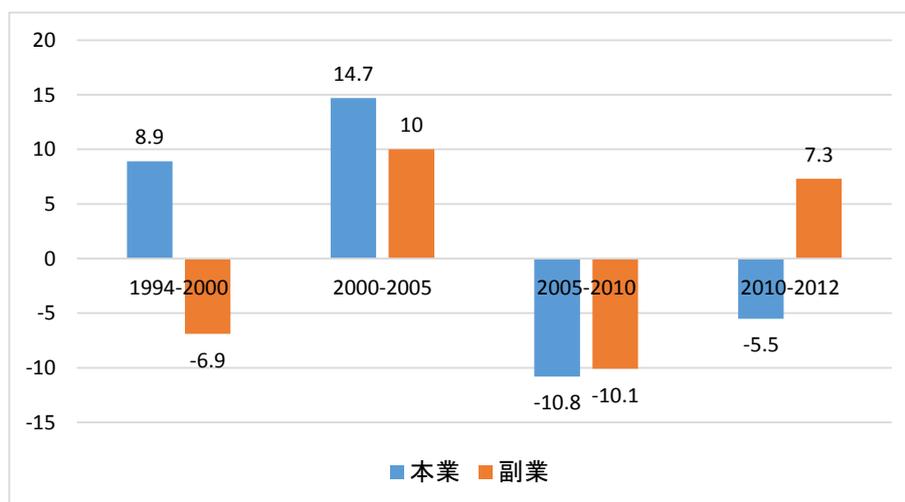
³³ *ibid.*

³⁴ *ibid.*



出所：NSS cited in ILO. 2014. *Low Female Employment in a Period of High Growth: Insights from a Primary Survey in Uttar Pradesh & Gujarat*. Delhi: ILO.

図3.4.3 女性の労働参加率（1999-00～2009-10年）（地域別、本業・副業別）



出所：NSS cited in ILO. 2014. *Low Female Employment in a Period of High Growth: Insights from a Primary Survey in Uttar Pradesh & Gujarat*. Delhi: ILO.

図3.4.4 女性の労働参加の推移（1994-2000年～2010-2012年）（単位：百万人）

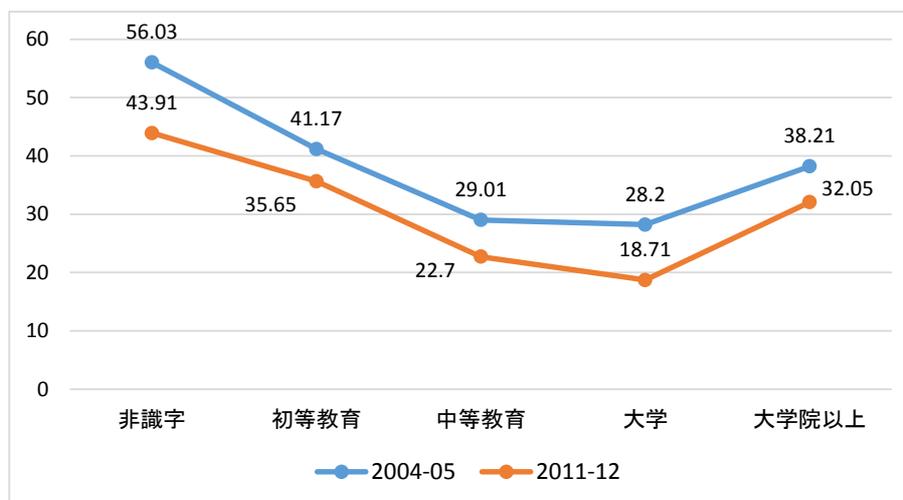
インドの女性の労働参加率を教育レベル別に見ると、図3.4.5が示す通り、U字型を描いている。つまり、教育レベルが低い女性と教育レベルが高い女性が多く労働に参加し、中間層はあまり労働に参加していないことが分かる。非識字の女性たちは、経済的理由から働かざるを得ない一方で、教育レベルが中程度の女性グループは社会・経済的な階層も中間層と考えられ、ジェンダー規範から主婦としての役割を果たすため外で働くことに対する家族からの反対があったり、教育レベルに合った仕事がありません等働く機会が制約されていると考えられる³⁵。大学院教育等の高等教育を修めている女性には、教育レベルに見合った内容で報酬の高い仕事も多く、就職へのインセンティブが働いていると考えられる³⁶。

³⁵ MPRA. 2013. “Declining Trends in Female Labor Force Participation in India: Evidence from NSSO.”

(http://mpr.aub.uni-muenchen.de/44373/1/MPRA_paper_44373.pdf 最終アクセス：2015年1月20日)

³⁶ *ibid.*

しかし、いずれの教育レベルにおいても、女性の労働参加率は、2004-05年時に比べ2009-10年は減少していることに違いはない。



出所：NSS 2004-05 & 2011-12 cited in MPRA. 2013. “Declining Trends in Female Labor Force Participation in India: Evidence from NSSO.”

(http://mpr.ub.uni-muenchen.de/44373/1/MPRA_paper_44373.pdf 最終アクセス：2015年1月20日)

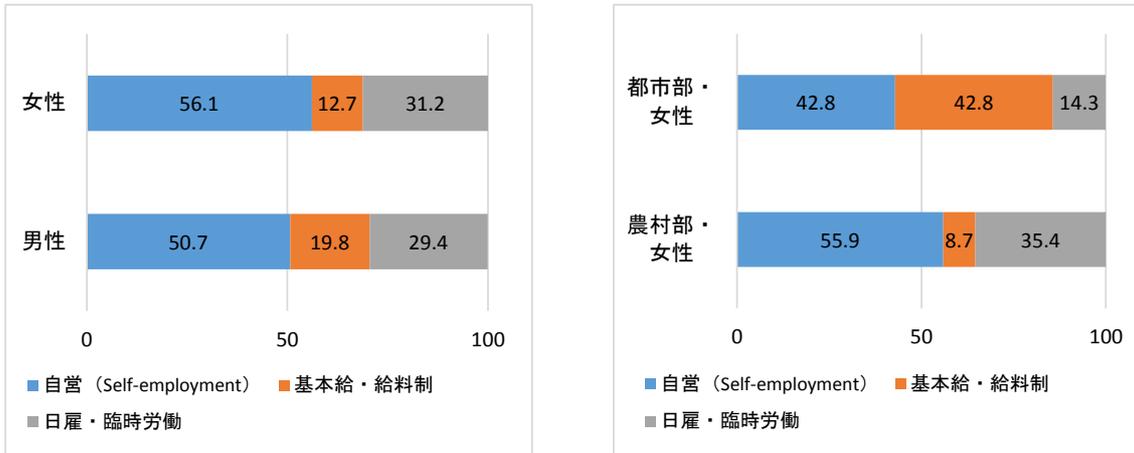
図3.4.5 教育レベル別の女性の労働参加率の推移

インドの雇用をマクロレベルから見ると、経済成長とともに農業分野から非農業分野での雇用に移行している。表3.4.1が示す通り、1999-2000年と比較して、2011-12年には、女性、男性ともに農業分野での労働者の割合が10ポイント以上下がり、かわりに第2次産業、第3次産業での割合が増えている。同様に、図3.4.6が示す通り、労働形態も大きく変わり、自営（Self-employment）の女性の割合が1999-2000年の76.3%から2011-12年には56.1%に激減し、日雇い・臨時労働に就く女性の割合も37.1%から31.2%に減少する一方で、基本給・給料制の仕事に就く女性の割合は7.1%から12.7%に増加している。しかし、これは都市部の女性の労働形態が特に基本給・給料制で働く割合が増えたため、農村部の女性はおおむね、日雇い・臨時労働に就く割合が高く、基本給・給料制で働く割合は低い。

表3.4.1 男女別の労働者の割合（産業別）の変化

	第1次産業 (農業)	第2次産業 (工業)	第3次産業 (サービス業)
1999-2000			
合計	61.7	15.8	22.5
男性	54.9	17.7	27.3
女性	76.3	11.7	12.0
2011-12			
合計	48.9	24.3	26.8
男性	43.6	25.9	30.5
女性	62.8	20.0	17.2

出所：NSS, 68th round cited in ILO. 2013. “A return to stronger employment growth in India.” (ILO Asia-Pacific Research Brief Series, No.2, Nov. 2013で引用)



出所：NSS, 68th round, “Key Indicators of Employment and Unemployment in India 2011-12.”

図3.4.6 労働形態の割合（2011-12年）（男女別、地域別）

インドでは、全労働者の僅か7%のみがフォーマルセクターで働く組織労働者で、大半はインフォーマルセクターで組織に属さず社会保険や最低賃金等の保障を受けずに働く労働者である。女性労働者の多くが、このカテゴリーに属している。2011-12年のNSS（68th round）によると³⁷、全労働者の72%がインフォーマルセクターで働いており、地域別に見ると都市部が69%であるのに対し、農村部は75%にのぼる。女性労働者の場合、農村部の73%、都市部の64%がインフォーマルセクターで働いている³⁸。インフォーマルセクターで働く労働者の93%は非農業分野の仕事をしている。また、表3.4.2が示す通り、インフォーマルセクターの労働者は、農村部も都市部も自営（Self-employment）がそれぞれ57%、58%と最も多く、次に農村部は日雇い・臨時労働が32%、都市部は基本給・給料制が27%、最後に農村部は基本給・給料制が11%、都市部は日雇い・臨時労働が16%となっている。

表3.4.2 インフォーマルセクターの労働形態（地域別）

	労働形態	割合
農村部	自営（Self-employment）	57%
	基本給・給料制	11%
	日雇い・臨時	32%
都市部	自営（Self-employment）	58%
	基本給・給料制	27%
	日雇い・臨時	16%

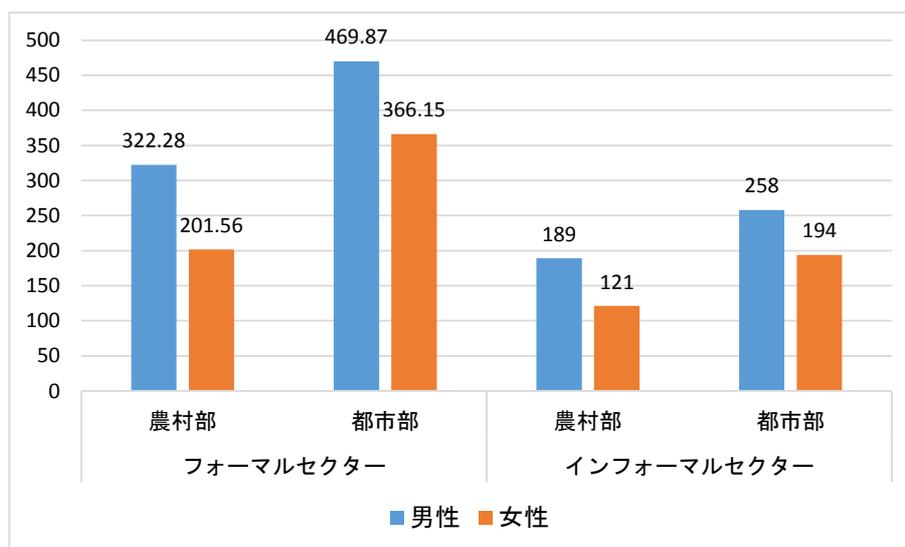
出所：NSS, 68th round, “Informal Sector and Condition of Employment 2011-12.”

インドのインフォーマルセクターを圧倒的に占めているのは、零細、小規模、中規模の企業（以下MSMEs：Micro, Small, and Medium Enterprises）で、800万人以上の労働者が雇用されている。MSMEsの94%は無資格、無登録で運営されており、そこで働く労働者は自動的に「Unorganized Workers」となり、社会保険や最低賃金等の保障を受けられず、悪条件の下労働を強いられている。インフォーマルセクターで働く労働者は、性別、地域別、労働形態を問わず、フォーマルセクターで働く労働者と賃金で大きな格差がある（図3.4.7を参照）。また、

³⁷ NSS, 68th round. “NSS Report No. 577: Informal Sector and Conditions of Employment in India.”

³⁸ *ibid.*

同じインフォーマルセクターの基本給・給料制で働く労働者であっても、農村部の男性の場合189ルピー/日、農村部の女性の場合は121ルピー/日、都市部の男性の場合258ルピー/日、都市部の女性の場合194ルピー/日と男女間、地域間に格差がある。



出所：NSS, “Key Indicators of Employment and Unemployment in India 2011-12” & “Informal Sector and Conditions of Employment in India.”

図3.4.7 基本給・給料制の労働者の賃金格差（セクター別、性別、地域別）

インドの雇用にかかる政策の策定と実施は、労働雇用省（Ministry of Labour and Employment）の管轄となっている。「Factory Act, 1945」、「the Building and Other Construction Workers Act, 1996」、「Industrial Employment Act, 1946」等個別の法制度や「the Equal Remuneration Act, 1976」等の女性労働者のための法制度は整備されているものの、全セクターに共通する包括的な関連政策は策定されていない。インド政府は、組織に属さず社会保障を受けられない「Unorganized Workers」や女性、SC、ST等の脆弱な労働者グループの労働条件の改善に焦点をあて、現在、インド経済の大半を占めている「Unorganized Sector」をフォーマルセクター（Formal Organizational Sector）に変えることを目標としている。具体的な対策として、労働法の緩和により、フォーマルセクターに変わるインセンティブの付与を考えている。また、インド政府は、成長著しいMSMEsセクターの更なる促進に積極的で、経済成長の最優先セクターにあげている。全MSMEs（未登録企業含む）の7.36%は女性、7.83%はSC、5.76%はST、41.94%はOBCによって経営されており、政府はこうした脆弱な社会グループも含めたインクルーシブな経済成長を目指している。

2) 女性の経済活動支援

2006-07年のデータによると、インドで登録されているMSMsの中で女性が所有している企業は13.9%、女性が経営している企業は10.1%を占める。登録されていない企業も含めると、女性が経営する企業は170万社あり、全体の7%になる³⁹。女性による起業の多くは零細企業が

³⁹ ADB. 2013. *India Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*. Delhi: ADB.

多いと言われている。女性経営者の多くは、資本金や融資不足の問題を抱えており、これらは収入が限られていること、担保がないこと、手続きにかかるペーパーワークに関する知識がないこと等によるところが大きい⁴⁰。また、企業として登録できるのは6人以上とされるが、企業の多くは経営者のほかに従業員1人や従業員を持たない本人のみのHome Based Workersである場合も多い。

インド準備銀行によると、インドでは、女性が所有する商業銀行の銀行口座は、全ての商業銀行の口座の3分の1以下で、女性の預金高は全体の28%しかない⁴¹。地域別に女性が所有する銀行口座の割合を見ると、東部が最も低く22.4%、最も高い南部でも44.4%と半分以下にとどまっている⁴²。農村部の女性やSC及びSTの女性は、都市部の女性に比べさらに低い所有率だと考えられる。また、商業銀行が女性に信用を貸している割合は、僅か14.2%と低い。2004-06年、女性が受けた信用は、女性の預金高の僅か11%である⁴³。女性による銀行口座の開設が少ない要因として、口座開設に必要なIDカード（戸籍、納税者カード等）は、世帯主である男性の名前で作られていることが多く、公的な機関でIDを保証する書類を作って貰うにも女性には移動の制約や行き慣れない公的機関での手続きが難しい場合もある⁴⁴。

インドでは、女性の生計向上を目的に、グループでsaving & creditを行う自助グループ（以下SHGs: Self-help Groups）の組織化が盛んに行われてきた。SHGsのメンバーの8割は女性と言われ、2007年3月現在組織化されたSHGsは290万、その信用額は1,100億ルピーにも上る⁴⁵。SHGsに加えて、マイクロ・ファイナンス機関（以下MFIs: Micro-finance Institutes）による信用の貸し付けも行われているが、いずれにしても銀行の全信用額からみると、SHGs及びMFIsの信用額は微々たるものとされている⁴⁶。世界銀行のインパクト調査によると、25のMFIsの96%~98%はSHGsを対象とし、MFIsの3割のみが個人への融資を行っている⁴⁷。同調査で、MFIsによる貸し付けについて知っているかと調査対象の女性に聞いたところ、39%の女性しか知らず、貸し付けを利用したことがあったのは、そのうちの僅か4%だった⁴⁸。MFIsは南部に多く、最貧困層へのアウトリーチも課題とされている。

インド政府は、農村女性を対象としたマイクロ・ファイナンス、スキル開発、生計向上を目的とした「*Rashtriya Mahila Kosh*」という機関があり、国家プログラムには「National Rural Livelihood Mission」、「Support to Training and Employment Program for Women」等があり、農村部を中心に実施されている。近い将来労働年齢の人口が全人口の半分を占めることから、若者を中心に女性、SC、ST等の社会的弱者グループのスキル開発を促進することを目的に、National Skill Development Agency（NSDA）も設置された。

40 ibid.

41 ibid.

42 ibid.

43 ibid.

44 ibid.

45 ibid.

46 ibid.

47 ibid.

48 ibid.

3.5 女性に対する暴力（犯罪）

インドでは、2012年12月に発生した23才の女性への集団レイプ事件をきっかけに女性に対する暴力（以下VAW：Violence against Women）に、大きな焦点があてられるようになった。インドにおけるVAWの主な背景としては、女性に差別的な社会規範や女性の男性への経済的な依存があげられる。特に、ジェンダー差別により、法制度が男性に有利に作られ、女性被害者の正義や保護が無視されがちな男性中心の社会構造が法曹界、警察、コミュニティにもある⁴⁹。インドは広大で多様な社会的・経済的グループが存在し、女性が置かれた状況は多様であるため、インドのVAWは単一の文化というよりは、各地域や各グループに根付いたジェンダーに基づいていると言える⁵⁰。

インドのVAWには、夫婦間やパートナー間の家庭内暴力（以下DV: Domestic Violence）のほか、親族や義理の親族による女兒の胎児の中絶、児童婚・強制婚、名誉殺人、ダウリ殺人、また知人による酸による攻撃、レイプ、拉致、人身取引等が含まれる。

NCRB（National Crime Records Bureau）によると、2005年の女性に対する犯罪報告件数は155,553件だったところ、2013年には309,546件と倍近く増えている（表3.5.1参照）。インド政府は、関連政策の策定や法制度の改訂等、VAWの撲滅を目的とする取り組みを行っているが、法制度は抑止力としてはあまり働いていない。NCRBによると、女性に対する暴力の17.4%は、警察が被害者である女性の立場に立って公正な業務を遂行しておらず、同様に26.5%は、加害者やその支持者、コミュニティ等が被害者である女性の訴えを妨害している。また、女性に対する暴力のうち40.2%のケースで、女性は加害者に対する恐怖、性的暴力が明るみに出る恐怖、法律の知識不足、訴えても勝てないという諦めの気持ち等により、裁判やコミュニティの調停にさえも訴えない、とされている。

表3.5.1 女性に対する犯罪報告件数の推移

	2005	2012	2013
女性に対する犯罪件数 (通報件数)	155,553	244,270	309,546

出所：NCRB

3.5.1 女兒胎児の中絶

上述の通り、2011年の国勢調査によると、インドの男女比（男性1,000人に対する女性の割合）は2001年の国勢調査時の933から2011年には940に改善されている。しかし、インドは、なお男性に対する女性の人口の割合が世界の中でも低く、正常な男女の割合にするためには女性が約3,500万人不足していると言われている⁵¹。特に、0～6才児の男女比は2001年の927から2011年には917に悪化しており、この出生時及び子どもの女兒の割合が特に低い州は、北西部のパンジャーブ州、

⁴⁹ “India: Violence against Women. Current Challenges and Future Trends.”

(<http://www.freiheit.org/Aktuelle-Berichte/1804c270551p/index.html> 最終アクセス：2015年1月20日)

⁵⁰ ibid.

⁵¹ ibid.

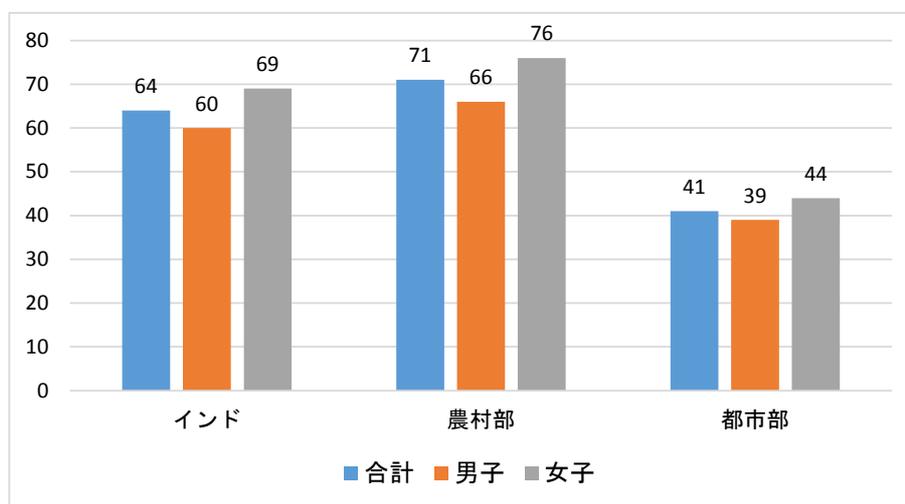
ラジャスタン州、ハリヤナ州等である⁵²。

この異常な男女比の要因として、女兒より男児の誕生を好む社会的な価値観に基づいた女兒胎児の中絶、乳幼児期の女兒の養育の放棄が考えられる⁵³。1994年に、妊娠中の男女の性別診断と女兒の胎児の中絶を禁ずる法律が成立しているが、毎年50万人以上の女兒の胎児が中絶されているとも言われている。同様に、5才未満の幼児死亡率（以下U5MR: Under-five Mortality Rate）は、元々、他の南アジア諸国と比べても高く（表3.5.1.1参照）、農村部、都市部ともに女兒の死亡率の方が高い（図3.5.1.1参照）。

表3.5.1.1 男女別の5才未満児死亡率（他の南アジア国との比較）（2013年）

	インド	バングラデシュ	パキスタン	ネパール	スリランカ
5才未満児死亡率	53	41	86	40	10

出所：世界銀行（<http://data.worldbank.org/indicator/SH.DYN.MORT> 最終アクセス：2015年1月20日）



出所：Registrar General of India, Sample Registration System

図3.5.1.1 男女別の乳児死亡率（2009年）（地域別、1,000出生当たり）

3.5.2 児童婚

児童婚は、程度の差はあるものの、インドの全ての州で広く行われている慣習である。約2,300万人の女兒がこの現実に直面している⁵⁴。インドでは、女性の結婚は18才以上と法律に定められている。しかし、国連人口基金（以下UNFPA: United Nations Population Fund）によると、女性（20～24才）の47%が18才以下で、またそのうち15%は15才以下で結婚している⁵⁵。違法でありながら、社会的に広く受け入れられた慣習であるため、2005年～2012年の警察への通報は僅か766件と限られている⁵⁶。

⁵² S. Anderson & D. Ray. 2012. “The Age Distribution of Missing Women in India.” *Economics & Political Weekly*, Dec. 2012 Issue.

⁵³ *ibid.*

⁵⁴ *NGO Submission to CEDAW Committee for 58th Session in 2014.*

⁵⁵ *ibid.*

⁵⁶ *ibid.*

3.5.3 家庭内暴力 (DV)

2005-06年に29州を対象に実施されたNFHS-3 (2005-06年)によると、既婚女性 (15~49才) が身体的な暴力を受けたことがある割合は、インド全体で34%と高い。更に、UNFPAは、既婚女性の3人に2人はDVの犠牲者だとしている⁵⁷。同調査結果及びNCRB (National Crime Records Bureau) のデータによると、国全体で既婚女性の9%が強制的な性交渉等の性的暴力を受け、31%の既婚女性は平手打ち等の軽度の身体的暴力を受け、10%が燃やされたり道具を使った深刻なDVを受けている。身体的なDVを受けたことがあると応えた女性の12%は、DVの結果、あざ、けが、捻挫、やけど、骨折等に至っている。また、精神的な暴力も14%の女性が経験している。しかし、僅か4人に1人の女性だけが夫による暴力に関して助けを求め、3人に2人の女性は助けを求めず誰にも相談していない。また、夫による性的暴力の場合は、12%の女性しか誰かに相談したり助けを求めたりしておらず、その相手は家族が殆どで警察や公的機関への相談は殆どない⁵⁸。

インドでは、花嫁が結婚する際に嫁ぎ先への持参する現金や物品 (ダウリ) に対して不満を持った嫁ぎ先の義理の家族が嫁に対して犯すダウリ殺人が多く発生している。インド政府は、ダウリ殺人に対して「Dowry Prohibition Act」、「Protection of Women from Domestic Violence Act」、及び「Cruelty under Section 498-A of the Indian Penal Code」を制定・改訂している。しかし、NCRBによると、ダウリ殺人は、2012年の全ての女性に対する犯罪の3.4%を占め、2014年は1日平均22人の女性がダウリに関する不満の末に義理の家族によって殺害されたという。

NCRBによると、女性に対する犯罪の43.6%は嫁ぎ先で夫や義理の家族によって犯されている。既婚女性が夫や義理の親族から暴力 (拷問) を受けた報告件数は、表3.5.3.1が示す通り、2005年~2012年の8年間に83%も増加している。同様に、刑法に定められた3通りのダウリに関連した殺人も、それぞれ21%、40%、106%と増加している。しかし、有罪判決率は非常に低い上に、2011年の19.2%に対し2012年には15%に減少している。

表3.5.3.1 夫・義理の親族による暴力、ダウリ殺人の推移 (2005~2012年)

	2005年	2012年	増加率
夫・義理の親族による暴力 (拷問)	58,319	106,527	83%
ダウリ殺人の合計 (1+2+3)	7,858	9,759	24%
1. ダウリ殺人 (under section 304-B in IPC (Indian Penal Code))	6,787	8,233	21%
2. ダウリ殺人 (under section 302-B in IPC)	1,038	1,458	40%
3. ダウリに関連した過失殺人 (under section 304/308 in IPC)	33	68	106%

出所：NCRB

3.5.4 セクハラ及びレイプ

NCRBによると、インドでは、2012年に24,923件のレイプ事件が発生している。夫婦間の強制的な性交渉は、インドでは犯罪として扱われていないため、この中には含まれていない。24,923件

⁵⁷ <http://www.ptinews.com> (最終アクセス：2015年1月20日)

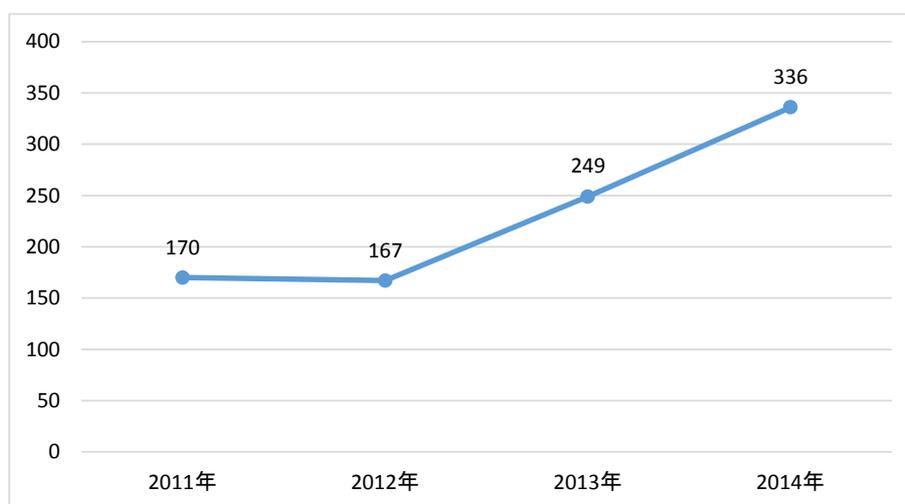
Ministry of Health and Family Welfare, Government of India. 2007. *National Family Health Survey (NFHS-3) 2005-06*.

⁵⁸ Delhi: MoHFW, GoI.

の98%は、被害者を知る者による犯行で、世界の平均（90%）よりも高い。加害者の内訳は、家族（1.6%）、親戚（6.4%）、近隣住民（34.7%）、その他の知り合い（57.2%）となっている。また、近親相姦の多発もインドにおけるVAWの特徴で、世界の平均増加率が3%であるのに対し、インドでは2011年の267件から2012年には392件と46.8%も増加している。

レイプは、犯罪の性質上社会的な汚名（stigma）との関わりが深く、通報件数が実際の発生件数よりはるかに少ないと考えられる。UNODC（United Nations Office on Drugs and Crimes）によると、2010年にインドで通報されたレイプ件数は1,000人あたり1.8件であるが、ドイツでは9.4件、ノルウェーでは19.2件、米国では27.3件、スウェーデンでは63.5件と、欧米諸国と比べてかなりの格差があり、インドの被害女性が置かれた弱い立場、有罪判決の低さ、社会的な汚名等が大きく影響していることが分かる。また、被害届を出す警察に婦人警官が少なく、配慮のかけた男性警官に二次被害を受けるケースも過去に発生しており、通報を躊躇するケースが多いと考えられる。インドには、84,479人の婦人警官がいるが、全警察官の僅か5.33%に過ぎない。

女性子ども開発省によると、国家女性委員会（以下NCW: National Commission for Women）に報告された職場における女性へのセクハラの間年件数は2012年以降2014年まで増加している（図3.5.4.1参照）。



出所：NCW

図3.5.4.1 職場におけるセクハラ件数の推移（2011～2014年）

インド政府は、2011年に、性犯罪に関する刑法の改定を目的にJustice Verma Committeeを設置した。同委員会は、発足後1ヶ月で、レイプの定義、レイプ被害者の医療や法的な面での検証方法の変更等を盛り込んだ提言報告書を提出した。これに応じて、議会は「the Criminal Law Amendment Act 2013」を成立させ、インドの刑法及び関連法が改正された。女性に対する性的暴力の裁判を通常の裁判より早く結審させる5つの裁判所が設置されたり、女性専用のヘルプ・ラインとして「1091」が主要都市で開始されたりした。また、職場でのセクハラを禁止する「the Sexual Harassment of Women at Workplace (Prohibition, Prevention and Redressal) Act 2013」も通過している。

インド政府は、更に、2014年7月、マディヤ・プラデシュ州の州都であるボパールに、インド国内では初めて、レイプ、ダウリ関連の暴力、DV、人身取引等の被害女性を対象とした「One Stop Crisis Center（以下OSCC）」を設置した。OSCCには、法律の専門家、警察、保健事務官等が配置され、

カウンセリング、警察に訴える手続きの補助、救助された被害者の今後の安全対策、弁護士による法的カウンセリング、科学的な証拠の収集等におけるサービスが提供されることになっている。また、病院内にOSCCを設置することで、治療も含めた総合的なケア及びサービスを行うことが目指されている。

3.5.5 名誉殺人、拉致による強制婚、酸による攻撃

NCRBによると、自分の意志で結婚を決めたことで家族によって「名誉」という名のもとに殺された女性は、2010～2013年の間に377人に上る。また、Law Commissionの調査によると、この4年間に、脅迫を受け、警察に保護を求めた夫婦は560組あり、そのうち121人が殺害された。

NCRBによると、インドの2012年の誘拐・拉致の被害者の80.2%は女性（38,667人）で、そのうち63.2%は、強制結婚を目的に誘拐・拉致されている。また、NCRBは、2010年～2012年の間に、女性が酸で攻撃された件数は225件にのぼると伝えている。近年インドでも酸による女性に対する攻撃が増えているが、それに特化した法律はなかったが、2013年に成立した「the Criminal Law Amendment Act 2013」に酸による攻撃に関する項目が追加された。

3.5.6 人身取引

インドは、人身取引の供給国でもあり目的国でもある。しかし、インド国内からインド国内への取引が全体の90%を占め、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、カンボジア、ミャンマーからの国境を越えた取引は10%程度と言われる⁵⁹。人身取引の対象として、男児は僅かで、殆どは女兒・女性とされる⁶⁰。インドを中継地として取引される場合は、売春婦として中東諸国（バーレーン、サウジアラビア、UAE（ドバイ）、クエート等）へ、また家政婦としてヨーロッパ、米国、中東地域に売られていく⁶¹。インドが最終目的地である人身取引の目的は、男児は、農業セクター、レンガ製作、サーカス、物乞い等における奴隷労働が主で、女兒・女性は、家政婦業における奴隷労働のほか、売春が主とされている⁶²。また、インドで性産業に携わる280万人のセックスワーカーの80%は人身取引により連れてこられたとされ、20%は16才未満とされている⁶³。

インドにおける人身取引は、90億ドルの市場を持つ成長産業と言われており、国内、国際的な人身取引が増え続けている⁶⁴。UNODCによると、2010年以降、通報された売春目的の人身取引の件数は伸び続けている（図3.5.6.1参照）。また、NCRBによると、2013年に政府のAnti-Human Trafficking Unitsに通報があった件数は4,566件、うち「the Immoral Traffic Act, 1956」に違反した事件の件数は2,579件、またその女性被害者数（19才以上）は1,896人であった（表3.5.6.1参照）。し

⁵⁹ Hameed et al. 2010. “Human Trafficking in India: Dynamics, Current Efforts, and Intervention Opportunities for the Asia Foundation.” (<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/StanfordHumanTraffickingIndiaFinalReport.pdf> 最終アクセス：2015年2月2日)

⁶⁰ ibid.

⁶¹ ibid.

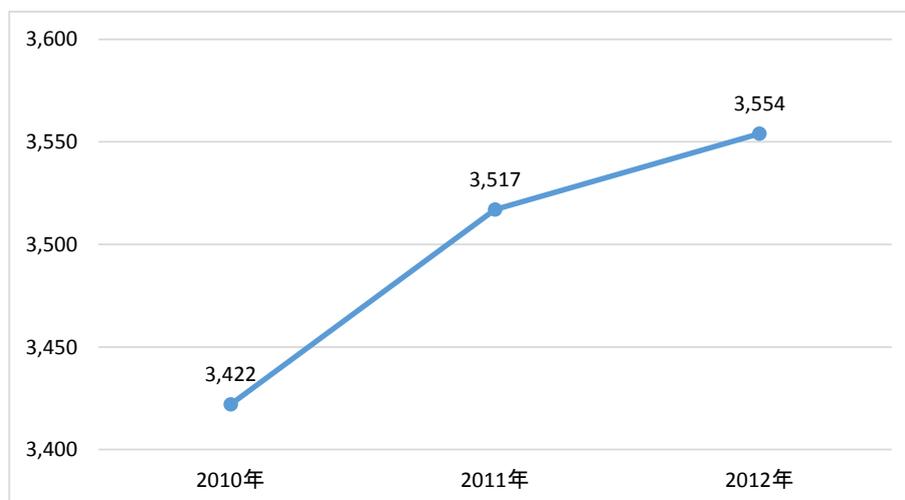
⁶² ibid.

⁶³ ibid.及びUN Women. 2013. “Baseline Study of UN Women’s Anti-Human Trafficking Programme.”

(<http://asiapacific.unwomen.org/en/digital-library/publications/2013/2/un-women-s-anti-trafficking-programme-a-study> 最終アクセス：2015年2月2日)

⁶⁴ Hameed et al. 2010. “Human Trafficking in India: Dynamics, Current Efforts, and Intervention Opportunities for the Asia Foundation.” (<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/StanfordHumanTraffickingIndiaFinalReport.pdf> 最終アクセス：2015年2月2日)

かし、これらは氷山の一角とみられ、実際には、売春目的の人身取引の女児・女性の被害者数は100万人に上り、毎日200人ずつ人身取引の被害に合っている計算だと言われている⁶⁵。



出所：2010～2012年はUNODC, 2012年

図3.5.6.1 売春目的の人身取引の検挙件数

表3.5.6.1 女性の人身取引の通報件数（2013年）

内容	件数
Anti Human Trafficking Unit への通報件数	4,566
「the Immoral Traffic (Prevention) Act, 1956」違反で通報された件数	2,579
ITPA 違反で通報のあった事件の女性被害者数	1,896

出所：NCRB, 2013

インドにおける人身取引は、貧困がその根本原因で、社会的に低い地位にあり、将来ダウリの負担を伴う女児（女性）がその主な標的にされている⁶⁶。更に、女児・女性たちは、低い教育レベルにより情報や知識も限られ、こうした犯罪に対してより脆弱である⁶⁷。The Asian Foundation（以下TAF）の人身取引に関する調査レポートによると⁶⁸、インド政府からEAG州に指定され、貧困率の高いオリッサ州、ビハール州、ジャールカンド州、チャッティスガル州等が人身取引の女児・女性のソース州となっている。一方で、デリーやゴアは、中継地または目的地とされている⁶⁹。また、同調査では、オリッサ州、ビハール州、西ベンガル州は1991年以降のサイクロンや洪水で、また、ジャールカンド州やチャッティスガル州は40年間にも及ぶナクサライト運動で、更なる貧困状態に陥り、人身取引が増えたことが分かっている⁷⁰。

社会グループ別に見ると、人身取引の被害者の多くはSCやSTの女児・女性であると推定される。セックスワーカー全体に占めるSC及びSTの割合は、それぞれ62%、30%と非常に高いことから

⁶⁵ UN Women. 2013. “Baseline Study of UN Women’s Anti-Human Trafficking Programme.”

(<http://asiapacific.unwomen.org/en/digital-library/publications/2013/2/un-women-s-anti-trafficking-programme-a-study>
最終アクセス：2015年2月2日)

⁶⁶ ibid.

⁶⁷ ibid.

⁶⁸ ibid.

⁶⁹ ibid.

⁷⁰ ibid.

分かる⁷¹。カルナタカ州、アンドラ・プラデシュ州、マハラシュトラ州等では古くから行われてきた「デーヴァダーシー」と呼ばれる神殿売春（SCやSTの初潮前の娘を高位カーストの住民男性に対してセックスワーカーとして捧げる）等の慣習の影響もあると思われ、社会に長く根付いた性差別とともにカーストによる差別が、人身取引には大きく関係していると言える⁷²。

人身取引の主な手段は、拉致や誘拐で、その背後には組織犯罪グループが存在する⁷³。最初に被害者や被害者家族と接触するのは、親戚や近所の身近な者が多いが、中継地を経て、最終目的地に売られていくまでには複数の犯罪者・犯罪グループが介入すると言われている⁷⁴。一方で、UN Womenのレポートによると⁷⁵、上記でもあげた貧困率の高いアンドラ・プラデシュ州、ビハール州、西ベンガル州、ジャールカンド州等では、元々、女性が仕事を求めて国内の都市部や中東諸国に出稼ぎに出たり、他州の経済力のある男性に嫁いだりするケースが多く、通常の出稼ぎや結婚を目的とする移住と人身取引（犯罪）との区別がつきにくい状況もある⁷⁶。しかし、セックスワーカーとして売られないとしても、家政婦として1日15時間以上の労働を低賃金で強いられたり、雇い主から暴力を受けたり、悪条件の下働いているケースが多い⁷⁷。

インド政府は、人身取引に対して、組織体制や関連法案の整備を行っている。まず、警察に加えて、中央政府のMinistry of Home AffairsにはAnti Trafficking Cellが、また州政府にはAHTUs (Anti Human Trafficking Units) が設置されている。法整備としては、「The Immoral Traffic (Prevention) Act, 1956」があり、その中で人身取引の定義づけはなされていないものの、あらゆる人身取引及び子どもへの性的虐待を網羅している。「子ども」は16才未満を指し、未成年（18才以下）への性的虐待は、重い罪に問われ、特に商業目的の性的虐待がそれにあたる。また、成人女性であっても、女性の自由を奪って強制的に売春をさせた場合は罪に問われる。同法律は、人身取引の被害女性・女兒の救出及び社会復帰にかかるサービス提供を言及し、警察等の関係機関がそれに取り掛かるとしている。

インド政府は、人身取引にかかる予防、訴追、保護、人材育成等の分野における取り組みを行っている。上記であげたAnti Trafficking CellやAHTUsによる取り組みや人材育成に焦点を当てた「Integrated Anti-Human Trafficking Units」(UNODCによる支援)や「Anti-Trafficking Nodal Cell State Program」に加えて、「Integrated National Plan of Action」では、関係省庁間で人身取引に関する行動計画の策定が進められている。また、「Ujjawala Scheme, 2007」というプログラムでは、人身取引の防止、被害者の救出、社会復帰、コミュニティへの再統合、本国帰還等の包括的な支援が行われており、その中で86のリハビリセンターが設置され、4,000人の女性が支援されてきた。このほか、「Short Stay Homes」というプログラムは、人身取引の被害者のみに特化せずあらゆる困難に置かれた女性を対象としており、売春小屋から救出された女兒・女性、自ら逃げてきた女兒・女性も含まれる一方、社会的な汚点により、家族から見放された女性も含まれる。同プログラム

⁷¹ *ibid.*

⁷² *ibid.*

⁷³ *ibid.*

⁷⁴ 筆者が Rescue Foundation の関係者への聞き取りから得られた情報を基にする。

⁷⁵ UN Women. 2013. “Baseline Study of UN Women’s Anti-Human Trafficking Programme.”

(<http://asiapacific.unwomen.org/en/digital-library/publications/2013/2/un-women-s-anti-trafficking-programme-a-study>
最終アクセス：2015年2月2日)

⁷⁶ *ibid.*

⁷⁷ *ibid.*

で運営されるShort Stay Homesは342以上が設置されている。

TAFは、インドの人身取引にかかる課題として、法令、司法制度、法律の執行力、社会復帰サービスにおける問題を挙げている⁷⁸。具体的には、人身取引の関連法が複数あるために法律の執行力が弱い、裁判官等の汚職がある一方、裁判件数が多く検事等の負担が大きい、警察官や裁判官等にとって人身取引への認識が低く、優先度が低く置かれている、人身取引の被害者のためのシェルターの住環境が劣悪である等の問題が指摘されている。特に、2005年のUNODCの調査結果によると、最高裁判所の裁判官は、ペンディングになっている裁判をすべて行うためには現存の6倍の裁判官が必要だとしており⁷⁹、司法に携わる人員不足は深刻と言える。また、同調査では、852人の警察官のうち80%が、人身取引について、全く優先の必要がない、あるいは優先度が低い事項、と考えおり、40%は人身取引の概念を聞いたがことない、としている⁸⁰。インドの人身取引では、被害者支援とともに、司法に関わる人員の増員、警察・裁判官等の関係者への意識向上が必須と言える。

⁷⁸ Hameed et al. 2010. “Human Trafficking in India: Dynamics, Current Efforts, and Intervention Opportunities for the Asia Foundation. (<https://asiafoundation.org/resources/pdfs/StanfordHumanTraffickingIndiaFinalReport.pdf> 最終アクセス：2015年2月2日)

⁷⁹ *ibid.*

⁸⁰ *ibid.*

4. インド政府のジェンダー平等への取り組み

4.1 女子差別撤廃条約（CEDAW）

女子差別撤廃条約（以下CEDAW：Convention for Eliminating All Forms of Discrimination against Women）は、1979年の国際連合（以下国連）第34回総会で採択され、1981年に発行された国連条約で、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている⁸¹。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている⁸²。2014年4月現在締約国は188ヶ国になる。日本は、1980年7月に署名し、1985年6月に批准している。批准に際しては、CEDAWとの整合性を取るため、国内法の整備が必要となるため、米国を含め多数の国が署名に留まり批准していない。批准国は、批准後1年以内に準拠性に関する報告書を提出し、4年毎に進捗具合を報告する義務がある。提出された進捗報告書は、CEDAW委員会によって評価が行われる。

インド政府は、1980年7月にCEDAWに署名し、1993年7月に批准している。批准以降、1998年8月に最初の進捗報告書（1993～1997年分）を提出し、2005年10月に第2次と第3次の進捗報告書（1997年～2005年分）をまとめて提出している。また、CEDAW委員会からの指示により、インド政府は、2002年にグジャラートで発生した集団レイプ事件のフォローアップ報告書を2009年に提出している。更に、2012年に第4次と第5次の進捗報告書（2006年～2011年分）をまとめて提出している。第4次・第5次進捗報告書に対するCEDAW委員会からの評価結果（成果・課題・提言）の概要は以下の通りである。

インド政府の第5次進捗報告書に対する CEDAW 委員会の評価		
成果	1) 制度改定における成果 <ul style="list-style-type: none"> ● 刑法の改正（2013年） ● 街路清掃員（手作業）の雇用・復職禁止法令（2013年） ● 国家食糧安全保障法令（2013年） ● 女性への職場でのセクハラ防止・禁止・是正法令（2013年） ● 子どもへの性的虐待保護法（2012年） ● 子どもの無料・義務教育の権利法令（2009年） 2) 女性への差別撤廃とジェンダー平等を推進する政策フレームワークの改善（具体的には下記国家プログラムの実施） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性の経済的エンパワメントを目的に女性銀行の設立（Bharatiya Mahila Bank Ltd.） ✓ 中央及び州レベルで連携を取って女性問題に取り組む「National Mission for Empowerment of Women (NMEW) (2010-15)」(女性のエンパワメントのための国家ミッション)の開始 ✓ 「Indira Gandhi Matritva Sahyog Yojana (IGMSY)」の開始（2010年） 3) 国際条約の締結 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国連障害者の権利条約（2007年） ✓ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（人身取引移管する議定書及び密入国に関する議定書）（2011年） 	
課題・提言	女性に対する暴力	低位カーストや少数民族等を含む女性に対する暴力に関する法的なフレームワークや委員会も設置されているが、下記問題が残っている <ul style="list-style-type: none"> ✓ レイプ、拉致、誘拐といった犯罪が、1971年と比べ2012年には9倍以上増加

⁸¹ 外務省女子差別撤廃条約ホームページより (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/> 最終アクセス：2015年1月20日)

⁸² ibid.

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ レイプの被害者が妻で加害者が夫の場合、刑法の刑罰の対象から除外 ✓ カーストに基づく暴力、特に女兒・女性に対するレイプがエスカレートしているが、州政府は性犯罪を軽視 ✓ ダウリ関連の死亡件数の増加 ✓ 女兒・女性に対する家族による名誉殺人の横行 ✓ 女兒の男児に対する割合の減少（1981年に1000人の男児に対して女性が962人だったのが、2011年には1000人の男児に対して914人） ✓ 同性愛に対する犯罪化 ✓ 酸による攻撃の増加 <p>提言： 「Communal Violence」法案の成立と被害者への補償等を含む包括的なシステムの確立、刑法の改正に伴い夫婦間のレイプの刑罰化を確保、酸による攻撃について酸の販売の取り締まりと社会への意識向上を促す活動の実施、警察の能力強化（捜査、被害女兒・女性の取り扱い等含む）、女兒・女性被害者のための One-stop Crisis Center の設置、法曹界の関係者、医療関係者等を対象とする女性の権利に関する研修の実施、女性に対する性的犯罪と法整備のインパクトについてモニタリング・評価するシステムの確立、等</p>
紛争地域における女性に対する暴力	<p>カシミール、北西部等の紛争地域での女兒・女性に対する暴力の問題が深刻である</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特に北西部の女兒・女性避難民の増加とそれに伴う暴力の増加 ✓ グジャラートの暴動から救済された女兒・女性の辺境化、貧困 ✓ 紛争下で性的犯罪の被害者となった女兒・女性に対する医療・精神ケアのサービス、法的支援の不足、等 <p>提言： 軍事関係者による性犯罪には通常法令ではなく、別の法令を制定して対応、軍関係の犯罪者に対して National Human Rights Commission に捜査の権限を付与、グジャラートの暴動から生存した女兒・女性に対して生活環境の向上を目的とする政策の策定・実施、等</p>
ナショナルマシナリー	<p>ナショナルマシナリーの強化を目的に「National Mission for Empowerment of Women (NMEW)」が実施され、「National Commission for Women Act, 1990」の改定が提案されている。しかし、National Commission for Women (NCW) について、その委員長やメンバーの選定方法が不透明で、運営や予算の独立性が限定されているほか、女性子ども開発省は、女性のエンパワメントにかかるジェンダー予算の割り当てが不十分である等の問題がある</p> <p>提言： Commission の独立性を強化する、またその活動は、ジェンダー・センシティブな内容であることを確保し、女性子ども開発省や他省庁における女性のエンパワメントにかかる予算額を増やす</p>
人身取引	<p>人身取引の対策部署の設立等の対策が取られているが、国内、国境地帯でなお人身取引は横行しており、被害女兒・女性への保護・サービスや元々の原因を取り除く取り組みも欠如している、特に被害女性に対する迫害について何らかの対策を取る必要がある</p> <p>提言： 「the Immoral Traffic Prevention Act (1986)」を見直し、被害女兒・女性への経済的・精神的なリハビリ支援の追加、人身取引の原因を取り除く施策として女性の生計向上活動、農村住民に対する意識向上活動の実施、人身取引事件の捜査、起訴、重罰化の徹底、データ収集・整備システムの確立、強制捜査、被害者救済、被害者支援等のメカニズムの構築、等</p>
政治参加	<p>6人の女性大臣が選ばれているが、なお政治や意思決定への女性の参加は少ない。例えば下院議員543人中女性議員は62人で、最高裁の26人の判事の中で女性判事は僅か1人である。また、「Women Reservation in Services Bill」の成立も遅れている。</p> <p>提言： 国会議員及び州議会議員の少なくとも33%は女性とする上記法案の成立、各政党内で意思決定の地位に就く女性メンバーの増員、女性の政治参加、特に上院、下院への参加の促進</p>

教育	<p>6～14才の子どもを対象にした無料の義務教育に関する法令が2009年に成立しているが、GDPに占める教育予算は僅か4%で、障がいのある女兒、少数派グループの女兒の就学率は低く、女兒の中学校の退学率は、早期婚等の要因もあって64%と高い。また、紛争地域での女兒に対する暴力や性的虐待も問題である。</p> <p>提言： コミュニティから通学可能な距離内にトイレや水道等の設備・環境の整った学校を建設、学校内外での女兒の安全を確保（女兒の学校への送迎）、社会・経済的に不利なグループ、少数派グループ、障がいのある女兒に対する特別な配慮、女兒・女性を対象とする成人教育の実施、紛争地域の女兒・女性を対象とした識字率の改善、少数派や障害のある女兒の低い就学率や高い中退率、紛争下の女兒に対する性的虐待等の原因分析と対策の実施、等</p>
雇用	<p>農村部、都市部における女性の労働参加率が減少している。女性の多くが就く農業、家政婦業、HBW等は労働法や社会保障でカバーされないインフォーマルセクターの職種で、女性の土地所有率は僅か9%、また男女間の賃金格差も大きく、女性の賃金は男性の50-75%程度になっていることから脆弱である。職場でのセクハラに関する法令が成立したものの、内容が不十分である。更に、インド政府は、家政婦業のDecent Workに関するILOの条約（No. 189）（2011）に批准していない。</p> <p>提言： 女性の労働参加の促進、男女間賃金格差の是正、等を目的とした一時的な特別措置も含めて、フォーマルセクターでの効果的な対策を導入、家政婦業に就く女性のための政策の策定、また職場におけるセクハラに関する条約に家政婦業の女性に関する内容も含める、等</p>
保健	<p>依然として妊産婦死亡率が高く、安全な中絶を行う医療施設へのアクセスや情報へのアクセスが少なく、危険な中絶による死亡率が高い。保健セクターへの予算の割り当てが少なく、特に妊婦への医療サービスや情報へのアクセスについて農村部と都市部間に格差がある。</p> <p>提言： リプロ・ヘルス政策を見直し、特にサービスの質向上を目指す内容を盛り込む、リプロ・ヘルスの医療サービスへの予算の増額、安全な中絶の提供、中絶を防ぐための対策として効果的で安価な避妊具の普及、妊産婦死亡率に関する詳細データの収集・整備</p>
農村女性	<p>農村地域では、伝統や慣習によって、女性が土地や財産を相続したり入手できない。また、保健や社会サービスへのアクセスが限られ、コミュニティ・レベルにおける意思決定への参加も限られている。自然資源、安全な水、信用等へのアクセスも限られ、食糧安全保障の問題や貧困にも晒されている。</p> <p>提言： 女性の権利、特に土地の所有や相続に関する女性の権利を侵す伝統や慣習の撤廃、農村女性のニーズを満たすための保健サービス、教育、安全な水、自然資源、信用、生計向上の機会等へのアクセスを増やす取り組みの強化</p>
指定カースト、指定部族の女性	<p>SCやSTの女性は複数の障壁を抱えているが、自らの権利等に関する法的な知識を持っておらず、社会文化的な差別から、保健サービスをはじめ様々なサービスを受けにくい立場に置かれている</p> <p>提言： 「Legal Services Authorities」の有効性・効果をモニターする、SCやSTの女性に対して彼女たちに有効的な法制度に関する意識向上を図る、等</p>
障がいのある女性	<p>障がい者の権利に関する法案（2014年）が成立していないが、特に知的障害・精神障害のある女性たちは、彼女たちの合意なしに、不妊等の行為が行われてしまう危険がある。また、障がいのある女性は高い貧困率、教育、保健サービス、雇用へのアクセスがなく、セクハラの対象になったり、意思決定から排除されたりする。障がいのある女性に関するデータが不足しているが、特に暴力の被害女性について障がいの有無に分けたデータがない。</p>

	<p>提言： 知的障害、精神障害のある女兒・女性に対する配慮を入れた法案の成立、女性の行動計画等の国家政策において障がいのある女性の権利を保障、障がい者グループの組織化や障がい者とその家族へのサービス提供による支援の強化、障がいのある女兒・女性のためのアドボカシー活動の強化、障がい者の性別、年齢別、障がい種別、地域別、等のデータ収集・整備の確立</p>
結婚と家族関係	<p>児童婚の禁止法令（2006年）が成立・施行されているが、なお発生しており、児童・強制婚の取り消し裁判は成人に達して2年以内に起こさなくてはならない等の制限がある。また、結婚が認められていない年齢での結婚について、裁判官がイスラム教の法によって結婚を認めている場合もある。多様な宗教グループがそれぞれの法制度を持ち、結婚や家族に関する統一した法律がない。特に、夫婦の共有財産ではなく、最初から分割財産にして、女性にその権利が与えられない仕組みにされている。「Special Marriage Act」及び「Hindu Marriage Act」の改定案では、限定的、裁量的な結婚後の財産の分配を認めているのに過ぎない。</p> <p>提言： 児童婚禁止法令の例外なき実施、子どもに対する性的虐待保護法令（2012）が結婚させられた女兒に対しても適用されるようにする、児童婚の禁止に関する社会的な認識を向上させる、あらゆる宗教グループの結婚と家族関係に関する法律について CEDAW と整合する内容にする、夫婦の財産に関する現存する法律を見直し、女性がその分配の権利を受けられるようにする、等</p>

4.2 ジェンダー政策

インドでは、憲法において、基本的人権及びジェンダー平等が保障されている。憲法は、単に女性に平等を保障しているだけでなく、女性に対して「positive discrimination」の施策を取っている⁸³。1974～78年の第9次5ヶ年計画で、初めてジェンダー・イシューに対して福祉的なアプローチから開発アプローチに転換され、女性のエンパワメントが謳われた⁸⁴。しかし、憲法をはじめとする法令、制度、政策で保障された女性の権利と、実際の女性の地位には乖離があり、1974年の女性の地位委員会の「Towards Equality」に続き、「National Perspective Plan for Women, 1988-2000」、「the Shramshakti Report 1988」、「the Platform for Action, Five Years After an Assessment」等の分析を通して、その乖離がインド政府の課題とされてきた。

インド政府は、2001年に、「女性のための国家政策」を策定し、「女性の地位向上、開発、エンパワメントを実現する」ことを目標に掲げた。また、政府はこの目標達成のために、多様なステークホルダーの参加を呼び掛けている。同政策であげられている9つの目的は以下の通りである。

- 1) 女性の開発を実現するために有効的な経済・社会政策の策定を通して環境を整える
- 2) 政治、経済、社会、文化等全ての分野における男女平等を法制度の上だけでなく、実生活でも実現する
- 3) 女性の社会、経済、政治への参加と意思決定を促進する
- 4) 女性の医療サービス、全てのレベルの教育、雇用、平等な賃金、職場での健康・安全、公的機関へのアクセスを保障する
- 5) 女性に対するあらゆる差別を禁ずる法制度の強化を図る

⁸³ “National Policy for Women, 2001,” <http://wcd.nic.in/empwomen.htm> (last access on March 3, 2015)

⁸⁴ *ibid.*

- 6) 女性の積極的な参加に向けて社会の意識を変える
- 7) 開発プロセスにジェンダー主流化を図る
- 8) 女性や女兒に対するあらゆる暴力を撲滅する
- 9) 市民社会、特に女性組織と強力なパートナーシップを結ぶ

また、優先課題分野として、法制度、意思決定、開発プロセスでのジェンダー主流化、女性の経済的エンパワメント（貧困削減、マイクロ・クレジット、女性と経済、グローバリゼーション、女性と農業、女性と産業、支援サービス）、女性の社会的エンパワメント（教育、保健、栄養、給水・公衆衛生、住宅・シェルター）、環境、科学とテクノロジー、困難な状況下にある女性、女性に対する暴力、女兒の権利、マスメディアがあげられている。

中央政府及び州政府は、同政策を基に、下記5点を盛り込んだ行動計画に落とし込むことが期待された。

- 1) 測定可能な数値目標の設定
- 2) 財源の洗い出しとコミット
- 3) 行動計画の実施の責任
- 4) 行動計画を効率的にモニタリングし、ジェンダーインパクトを評価するメカニズムの構築
- 5) ジェンダー予算の導入

インド政府の第12次5ヶ年計画（2012年～2017年）には、「Women's Agency and Child Rights」が第23章に入れられている。同章では、ジェンダーに基づく不平等、差別、暴力の根絶を最重要課題としている。女性や子どもが直接かかわる政策や事業のみならず、一般的な政策や事業においても構造的な改革を図り、女性や子どもの声を開発計画に反映させ、特に社会的・経済的に弱い立場にあるSCやSTの女性の参加を促進する等、女性と子供の開発への「inclusion」を目指している。また、第11次5ヶ年計画と同様に、女性のAgency（主体性）に焦点を当て、Agency獲得のための戦略として、1) 経済的エンパワメント、2) 社会的・物的インフラストラクチャーの構築、3) 法整備、4) 女性のガバナンス参加、5) あらゆる脆弱な女性の包括、6) 国家政策へのジェンダー視点の組み込み、を挙げている。

4.3 ナショナルマシナリー

4.3.1 女性子ども開発省

インド政府の女性子ども開発省は、1985年に、女性や子どもに関する開発ニーズの高まりに伴い、まずは女性子ども開発局として設置された。女性子ども開発省の使命は、広義には、女性と子供の開発を実現することにある。女性や子どもの地位向上のために、計画・政策、事業を計画し、法制度の改定・策定を行うとともに、女性や子供の開発に携わる市民社会と調整・連携することとしている。また、実施機関としても、女性や子どもの福祉向上を目的とするサービス提供、雇用や生計向上のための職業訓練の実施、ジェンダー・センシタイゼーション等の意識向上活動を行うことも含まれている。いずれにしても、女性が経済的にも社会的にもエンパワーされ、国家開発を男性と平等な立場で担うことを確実にすることが求められている。

女性子ども開発省が管轄する政策・プログラムは、ほぼ全てがNGOを通して実施されている。実際に実施されているプログラムには、「Integrated Child Development Services (ICDS)」と呼ばれるものがあり、栄養、予防接種、健康診断、就学前教育、ノンフォーマル教育等に関連するサービスをパッケージで提供する内容となっている。そのほか、「Kishori Shakti Yojana (to empower adolescent girls)」の実施もなされる等、子どもや若者を対象とした取り組みが目立つ。

女性子ども開発省には、6つの独立採算制の機関が傘下にある。

- 1) National Institute of Public Cooperation and Child Development (NIPCCD)
- 2) National Commission for Women (NCW)
- 3) National Commission for Protection of Child Rights (NCPCR)
- 4) Central Adoption Resource Agency (CARA)
- 5) Central Social Welfare Board (CSWB)
- 6) *Rashtriya Mahila Kosh* (RMK)

この中で、NCWは、1990年に、女性の権利保護を目的とした国の最高機関として設置された。ジェンダー平等に関連した重要法案は以下の通りである。

- ✓ The Protection of Women from Domestic Violence Act, 2005
- ✓ The Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention, Prohibition, and Redressal) Act, 2013
- ✓ Amendments to Criminal Law, 1983 (レイプ犯罪者への重罰化)
- ✓ Immoral Traffic in Women and Girl Act, 1956 (amended in 1986)
- ✓ The Indecent Representation of Women (Prevention) Act, 1986
- ✓ The Dowry Prohibition Act, 1961 (ダウリ関連の暴力・殺人の防止)
- ✓ The Commission of Sati (Prevention) Act, 1987 (未亡人の殺害・名誉殺人防止強化)
- ✓ National Commission for Women (NCW) Act, 1990 (女性の権利の保障、NCWの設立・権限の付与)

4.3.2 National Commission for Women及びHigh Level Committee on Status of Women

上述の通り、NCWは、女性の権利の保護を目的とする国の最高機関と位置づけられている。インドの女性のあるべき姿として、健康で、教育が受けられ、自信が持てる、また、どこにいても安全が守られ、どんな階層であってもインド市民としてあらゆる権利と機会へのアクセスを持つこと、だとしている。NCWは戦略として、経済的エンパワメント、政治的エンパワメント、女性に対する差別と暴力の防止、立場の弱い女性の改善（障がいのある女性、SC/ST等の社会的弱者）、女性の不当なメディアへの露出の禁止を挙げている。NCWには、「Complaint & Investigation Cell」、「Legal Cell」、「Research & Studies Cell」等がある。

女性子ども開発省は、2012年2月に、女性の地位に関する調査研究の実施や女性のニーズ分析に沿った政策の提言を行う機関として、HLCSW (High Level Committee on Status of Women) の設置を承認した。HLCSWは元々1971年に、類似の目的で法制度等が女性に与える影響について分析を行い、1974年に「Towards Equality」をまとめている。昨今は、社会、経済、政治、制度面における女性の状況に関する評価を行っており、インド政府が政治的介入できる分野の洗い出しに焦点

を当てた調査・研究を行っている。

4.4 ジェンダー予算

ジェンダー予算は、ジェンダー主流化を図る上で、強力なツールである。インド政府は、ジェンダーへのコミットとして、また女性への正のインパクトを引き出すことを目的としたジェンダー予算の取り組みを行っている。2004年に、財務省が、ジェンダー予算やアプローチの検証を目的に専門グループを立ち上げた。また、同年、財務省・経済問題局が、ジェンダー予算に関する指針書を作成した。2004年12月から2005年1月には、全ての省庁に、「Gender Budgeting Cell」が設置された。

ジェンダー予算には、以下の2種類のカテゴリーが設定され、2007年に中央・州政府の全てのレベルに導入され、活用が期待された。

- Part A: Women Specific Scheme (100%女性のために割り当てる)
- Part B: Pro Women Scheme (少なくとも30%は女性のために割り当てる)

2012年には、ワーキンググループを作って、政策、プログラム、政府スキーム等に関してジェンダー監査を行うためのガイドライン作成が始まった。2013年には、女性子ども開発省が、州政府に対し、ジェンダー予算の制度化のための指針を作成し、州政府に送っている。いずれにしても、実施が大きな課題として残っている。

5. 他の援助機関の支援概要

5.1 教育分野

1) UNICEF

プロジェクト名	目的・内容
WAAZ Do Digital Campaign (2010-)	学校を中退した子どものための支援、主にメディアを通じた意識向上活動
Deepshikha Programme/Building Young Futures (2008-)	ライフ・スキル研修、起業家支援を通じた女性及び若者のエンパワメント、マハラシュトラ州の 65,000 人の女儿・女性が対象

2) 世界銀行

Third Elementary Education Project (SSA III) (2014-)	小学生の子どもの学習成果を改善する（教育の質の改善）、モニタリング・評価のシステム強化、社会的弱者の子どもの学校へのアクセスの改善
Technical Engineering Education Quality Improvement II (2010-)	対象大学・大学院等において、高いレベルのエンジニア・大学教員を養成できるように大学・大学院の組織力を強化

3) ADB

Rural Education Project (2014-)	カルナタカ州及びタミル・ナド州の就学前の 3 才から学校を中退した 11 才までの子どもを対象とした支援
---------------------------------	--

5.2 保健分野

1) UNICEF

プロジェクト名	目的・内容
ICDS（実施中）	6 才未満の子供の栄養失調対策、保健関連支援、妊婦、母親、若い女性への支援

2) 世界銀行

ICDS（実施中）	ICDS の政策、フレームワーク、システム、能力等の強化、コミュニティ支援
-----------	---------------------------------------

3) DfID

Improved Family Planning and Reproductive Health Services in India (2012-)	ビハール州及びオリッサ州において、家族計画や避妊具の活用の促進、MMR の減少、危険な中絶の防止
--	--

5.3 農業分野

1) 世界銀行

プロジェクト名	目的・内容
Rajasthan Agricultural Competitiveness Project（実施中）	ラジャスタン州の農業生産性の持続的な拡大、農家の収入向上、主要コンポーネントは、1)気候変動への耐久性、2)バリューチェーン、3)農民の組織化、能力開発、4)プロジェクト・マネージメント、5)モニタリング・評価

India: Economic Empowerment Project for Women (SEWA) (実施中)	ITによる零細企業支援を貧困層、脆弱な女性に提供、女性の脆弱性の軽減、貧困削減
Diversified Agricultural Support Project (DASP) (実施中)	農業生産性の向上、民間セクター開発の促進、農村部のインフラ整備

2) IFAD

Tejaswini Rural Women's Empowerment Programme (2005-)	貧困女性に選択や機会を与え、福祉の向上を図る、女性のSHG支援(信用へのアクセス提供、MFI・銀行とのリンク)
---	---

3) ADB

Agribusiness Infrastructure Development Investment Program (2010 - 2018)	付加価値の高い農作物を含む生産の多様化、雇用の創出、農業・非農業収入の向上、貧困削減、
Karnataka Integrated and Sustainable Water Resources Management Investment Program (2014 - 2021)	カルナタカ州の農業生産に必要な水資源の拡大を図る

5.4 雇用・経済活動

1) 世界銀行

プロジェクト名	目的・内容
Friends of Women's World Banking (2002-)	元々はSEWAのエラ・バット氏が女性に直接貸し付けていたのをMFIsが引き継いでいる
National Rural Livelihood Project (2011-2017)	農村部の貧困層に対して、生計の向上、金融や公的機関へのアクセスの向上、13州の286万世帯が対象、また28万のSHGsも対象

2) ADB

Micro, Small, and Medium Enterprise Development Project (2010-)	Small Industries Development Bank of Indiaがより多くの零細起業家にリーチアウトできるよう12州を対象に支援
Skills Development for Inclusive Growth (2011-)	National Skill Development Councilに対する政策策定支援、関連セクターのカウンシルの設立支援

5.5 女性に対する暴力(人身取引)

政府及びUN Women

Safe Delhi Campaign (2010- 2015)	公共の場を女性にとってより安全にする、各都市は女性に対する暴力を撲滅するモデルを開発する
Anti-Human Trafficking Programme 2013	政府の保護能力及び防止力の向上、またコミュニティの参加等を通して、人身取引の女性や子どもの被害者数を減らす

6. JICA事業のジェンダー主流化状況

6.1 ジェンダー主流化に向けた世界の流れ⁸⁵

1960年代以降欧米で始まった女性解放運動を契機に、1975年メキシコで開催された第1回世界女性会議で「国連婦人の10年（1976～1985）」が宣言され、1979年にはCEDAWが第34回国連総会で採択された。こうした潮流の中で、それまで社会的弱者で、保護や福祉の対象でしかなかった女性の経済開発における役割が再認識され⁸⁶、女性の地位向上が叫ばれるようになった。

1970年代後半から90年代初頭にかけて、女性に平等な社会・経済的機会を与えて男女間の格差是正や女性の地位向上（平等アプローチ）を図ることを重視した「開発と女性（WID: Women in Development）」という概念が広く採用され、女性を対象とした開発事業が多数実施された。しかし、女性の役割や能力が見過ごされ、女性に機会や公正な便益がもたらされないのは、男性との不平等な力関係によるもので、歪んだ社会構造を是正しない限り、真の意味での男女平等や女性の地位向上は図れないことが認識され始めた。90年代以降ポスト構造主義やポストモダン主義等の考えに基づき、社会の中で格差を生み出す多様な力関係に着目し、その不平等な関係・社会構造の変革を図り、女性や社会的弱者のエンパワメント（エンパワメント・アプローチ）を目指す「ジェンダーと開発（GAD: Gender and Development）」という概念に移行した。

WIDからGADへの移行に伴い、開発事業の対象が女性のみから女性と男性に変わった。更に、固定概念の女性の役割やニーズに基づいて教育・職業訓練、医療サービス、給水施設の供与といった女性が生活する上で必要な「実践的ニーズ」の追求から、不平等な男女の役割分担やジェンダー関係を定着させている社会・経済・政治的構造を変えていく「戦略的ニーズ」にも踏み込むようになった。

1995年の第4回世界女性会議を契機に、GADを推進する戦略として、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、モニタリング・評価の全段階にジェンダー視点を組み込んでジェンダー平等を目指す「ジェンダー主流化」が広く採用されるようになった。2000年に開催された国連ミレニアム・サミットで、2015年までに達成すべき8つの目標の1つに「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」が掲げられたが、その他のミレニアム開発目標（MDGs）もジェンダーと密接に関連することから、MDGsの達成にはジェンダー主流化が不可欠とされた。

6.2 日本政府及びJICAの取り組み⁸⁷

こうした潮流の中で、日本政府は2003年に閣議決定された新ODA大綱で、その基本方針のひとつである「公平性の確保」に言及して、男女共同参画の視点を重視し、開発途上国の女性の積極的参加と受益の確保への配慮及び女性の地位向上に一層取り組む、としている。また、このODA大綱や「人間の安全保障」の視点から女性や社会的弱者に対する公平性の確保の重視を唱えたODA中期政策の下、1995年作成の「WIDイニシアティブ」を改定し、GAD及びジェンダー主流化を明確化した「GADイニシアティブ」を2005年3月の「北京+10」の場で発表した。

⁸⁵ JICA. 2007「ジェンダーと開発に関する交流と取組」及び JICA. 2009 課題別指針「ジェンダーと開発」を参照

⁸⁶ Voserup, Ester. 1970. *Women's Role in Economic Development* で、男女別の経済指標を取ることの重要性や女性が正当な経済活動のアクターとして開発過程に参加することが訴えられている。

⁸⁷ *ibid.*

JICAは、ODA大綱及びODA中期政策に即して、JICAの中期目標として「男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」と定めた。その目標達成のための中期計画として、「職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する」としている。また、日本政府の「GADイニシアティブ」を受けて、ジェンダー主流化を進める課題別指針「ジェンダーと開発（GAD）」を作成し、全ての分野課題の事業におけるジェンダー主流化の推進を目指している。

しかし、JICAは、ジェンダー主流化を図るための具体的な手法を構築しておらず、女性に裨益する案件形成や女性の主体的な参加の促進は各案件の計画あるいは実施担当者の意識や裁量によるところが大きい。結果として、成果やインパクトは事業に差があり、女性のエンパワメントやジェンダー関係への正のインパクトが発現しても、戦略的に図られたというより偶発的に生じた場合が少なくない。今後、効果的、効率的なジェンダー主流化を図っていくには、各主要セクターでどのような点を重視、配慮しながら案件形成、実施、モニタリング・評価を行うことが女性の参加やエンパワメントの促進に効果的か等について情報を収集し、ある程度統一された手法を確立していくことが重要だと思われる。

その第一ステップとして、下記6.5において、JICAインドの既存案件について、ジェンダー視点からレビューし、女性のエンパワメントを図る上で重要なポイントを抽出し、提言を行うこととする。

6.3 アジア開発銀行の取り組み

インドをはじめ開発途上国において、有償資金協力を中心にインフラストラクチャーの建設事業等（インドの優先セクターは運輸交通、エネルギー、都市部の給水、職業訓練、小規模灌漑等）の支援を行っているアジア開発銀行（以下ADB：Asian Development Bank）は、積極的かつ具体的に事業へのジェンダー主流化を実践している援助機関のひとつだ。ADBは、有償資金協力事業のほぼ全案件について、計画の初期段階に、各事業をジェンダー視点から分類し、ジェンダーの関連性が高い上位2つのカテゴリーに属した事業については、実施を通して女性に平等な機会を提供したり、参加を促進し、女性のエンパワメントを実現するための方策・活動内容が計画段階で盛り込まれる仕組みを確立している。

まず、ADBの事業分類のカテゴリーは以下の通り4種類あり、定義・条件に合わせて、案件形成の初期段階に、担当職員が対象事業の性質からカテゴリー化し、その後上層部の審議を経てカテゴリーが決定される。

GEN (Gender Equity Theme)

- ✓ 直接、ジェンダー平等、女性のエンパワメントに繋がる

EGM (Effective Gender Mainstreaming)

- ✓ 概ね、ジェンダー平等や女性のエンパワメントの要素が組み込まれている

SGE (Some Gender Elements)

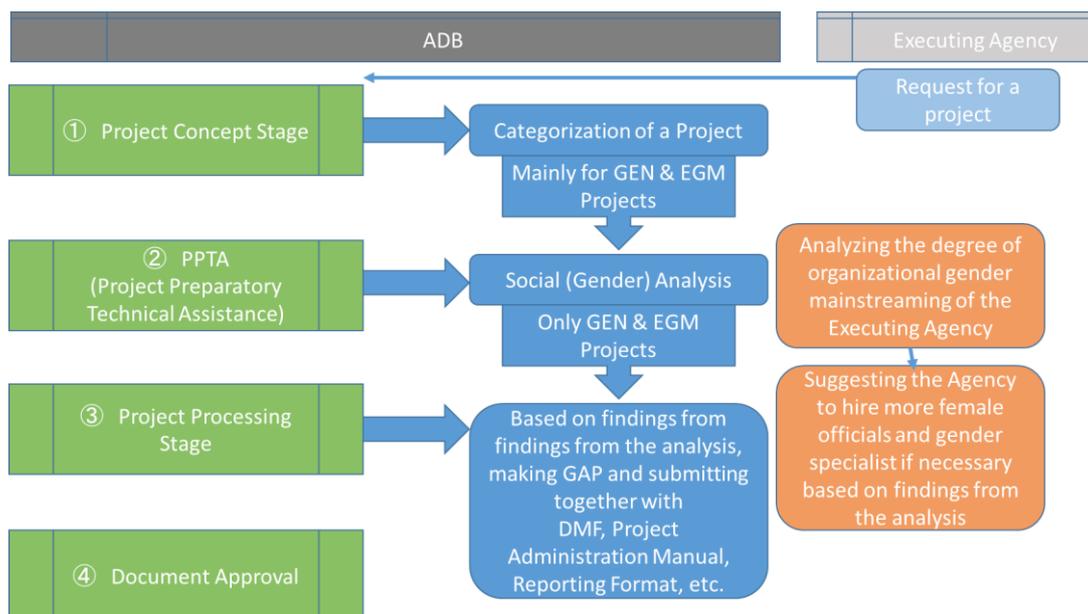
- ✓ 何らかのジェンダー要素を含み、EGM事業ほどではないが、補足をすることで女性により裨益する可能性がある

NGE (Non Gender Elements)

- ✓ 全く女性と関係なくジェンダーの要素がない

GEN及びEGMにカテゴリー化された事業は、その後、ADBのコンサルタント等によってジェンダーを含む社会分析が行われ、各事業の計画段階で担当職員が作成する事業のログフレームとなるDMF (Design & Monitoring Framework) には、成果やコンポーネントの半分以上がジェンダー平等や女性のエンパワメントに関連した内容にするよう定められている。また、ターゲットは女性で、成果や活動状況のモニタリングには男女別でデータを収集するようDMF上で指示される。ジェンダー分析の結果に合わせて、実施機関の組織的なジェンダー主流化が図られていない場合は、実施機関に対して女性職員の積極的な雇用や事業のためのジェンダー専門家の備上についても、要請が行われる。更に、ADBのジェンダー専門家は、対象事業がジェンダー平等や女性のエンパワメントにどのように資するか、具体的な活動内容等を簡潔にまとめたGAP (Gender Action Plan) を作成し、RRP (the Report & Recommendation of the President) の関連書類として、他の書類と一緒に提出される。

有償資金協力事業の計画段階で、ジェンダー主流化を図るために具体的にどのような業務がなされるかについて、下記フローチャートで示す。



出所：ADB インド事務所ジェンダー専門家からの聞き取り内容等を基に筆者が作成

図6.3.1 ADBの有償資金協力事業ジェンダー主流化のための案件形成業務の流れ

6.4 女性のエンパワメントの定義及び概念フレームワーク

ジェンダー主流化とは、女性のエンパワメント、ジェンダー平等を図るためのツールである。将来的にJICA案件においてジェンダー主流化を図るということは、各事業で女性や社会的弱者のエンパワメントを目指すことを意味する。JICAインドの対象案件をジェンダー視点からレビューする前に、そのレビューの焦点・ポイントとして、女性のエンパワメントとは何を意味し、エンパワメントを図るため、具体的に計画・実施・モニタリング・評価の段階で何をすることがジェンダーを主流化したことになるのかについて、以下概念を整理する。

「エンパワメント」は、一般的に、「autonomy (自主性)」、「self-determinant (自己決定できる)」、「self-confident (自信のある)」等と同様に考えられるが、その重要な概念は「プロセス」、「選択の自由」、「Agency (主体性)」だと言われる。これらの概念を適切にカバーしているのが、N. Kabeer (1999) の定義で⁸⁸、彼女はエンパワメントを「以前は持ち合わせていなかった、人生を戦略的に選択できる能力を身に付けていくプロセス」と定義づけている。つまり、エンパワメントとは、人の能力(選択肢)が「変化していくプロセス」で、彼女は、選択肢の変化を決定づける要素として、「Resources (資源)」、「主体性」、「Achievement (達成)」の3点をあげている。また、彼女は、資源をエンパワメントの前提条件、主体性を各個人がエンパワーされていくプロセス、達成を各個人のエンパワメントの成果、と表している。

これら3要素は、A. Senの潜在能力アプローチ (Capability Approach) の概念で説明されるものでもある。A. Senは、潜在能力アプローチにおいて、個人の能力とは、各個人が将来どうなりたい、どうしたいと思うこと (Functioning Achievements) に対して、各個人が、自分にアクセス・コントロール可能な資源を自分の意志で選択して達成を試みることができ、その成果を自分の価値観で評価することが出来ること、としている⁸⁹。なかでも、彼が最も重視するのは、資源の多さではなく、自らの意志で立てた目標に向けて、自らの判断で資源を有効的に活用できる「主体性」である。彼は、主体性のある人物を、「自ら行動し、変化をもたらすことが出来る人物」としている。

以上から、女性のエンパワメントを図るということは、女性の生活・地位を改善するための前提条件として、女性が有効活用できる資源を提供すること、女性が自らの意志と判断で行動し、変化をもたらすことが出来る「主体性」を養うこと、そして女性の変化・達成度をモニタリング・評価すること、であると言える。具体的には、「資源」とは現金や物品のみを指すのではなく、人的資源や政府によって提供される研修、情報普及等のサービスも含まれる。これらは一般的にコミュニティにおいては権力者に、各世帯においては世帯主に分配されるシステムになっているが、ジェンダー主流化されたプロジェクトにおいては、こうした従来の分配システムを変えて、積極的に女性に対して資源、情報、サービスを提供していく必要がある。

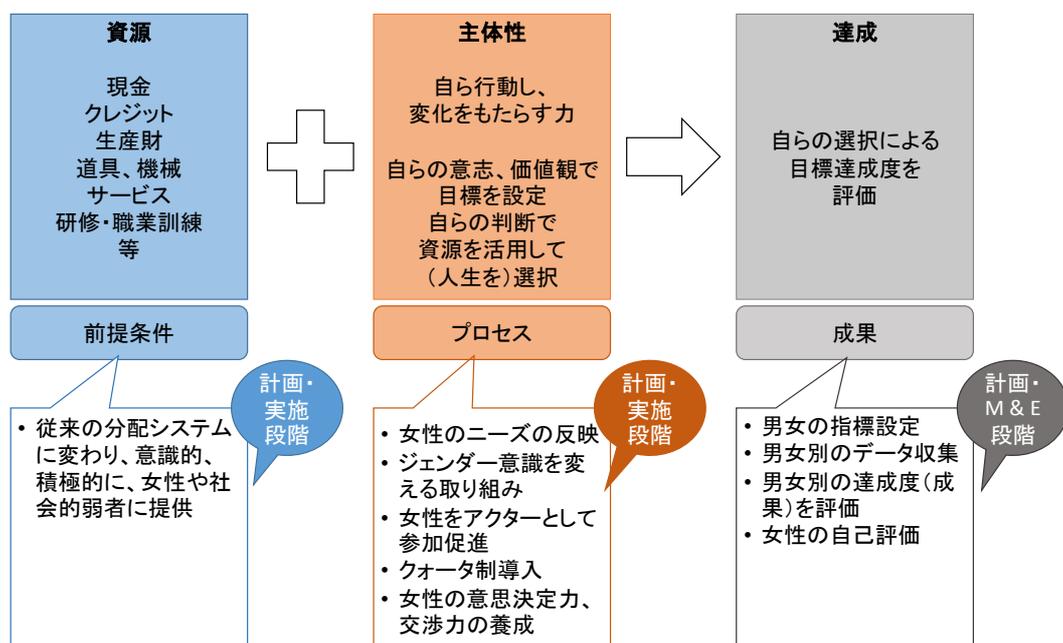
次に、「主体性」を養うには、女性が自ら意思決定し、自ら行動する力と、それを可能にする男女のジェンダー意識の変化が必要となる。開発途上国の多く、特に家父長制によるジェンダー規範が厳しく残る伝統社会においては、コミュニティ及び世帯レベルにおいても男性が意思決定を行い、女性には意思決定の機会が与えられていない場合が多い。ジェンダー主流化されたプロジ

⁸⁸ Kabeer, N. 1999. "Resources, Agency, and Achievement: Reflections on the Measurement of Women's Empowerment," *Development and Change*, Vol. 30, Issue No. 3, pp. 435-466.

⁸⁹ Sen, A. 1985. *Commodities and Capabilities*. Oxford: Oxford Publications.

エクトにおいては、女性を受動的な裨益者や男性の補助者としてではなく、重要な役割を果たすアクター（主体者）としてプロジェクトの活動への参加を促すことが重要である。グループの主体的なメンバーとして、またはリーダーとして、重要な判断を自ら行い、責任を果たす中で、個人の意思決定力、交渉力を培うラーニング・プロセスの機会を提供していくことが不可欠である。そのため、従来、女性に意思決定の機会が与えられていない社会においては、最初の段階でジェンダー・センシタイゼーションのワークショップ等を実施して、男女のジェンダー意識、特に男女の役割分担、意思決定のあり方を変えていく取り組みが必要になる。また、その機会を制度として付与するクォータ制の導入も重要である。

最後に、ジェンダー主流化されたプロジェクトでは、女性（男性）のエンパワメントの達成度を測るモニタリング・評価が含まれていなければならない。それは、情報、サービス等を含む資源の提供、また意思決定の場への男女の参加について、量、頻度、内容等を男女別にモニタリング・評価することを指す。各案件のPDMにおいて、男性、女性に特化したプロジェクト目標、成果、活動が含まれることにより、モニタリング・評価される指標も男女別の指標が設定されることになり、男女のエンパワメントを測ることが可能となる。また、エンパワメントは、各個人が自らの意志で設定する目標の達成度を自らの価値観で評価する、との概念が含まれていることから、計画段階での女性のニーズ、評価段階での女性のエンパワメントの達成度に関する自己評価が含まれることもジェンダー主流化された案件では重要となる。



出所：N. Kabeer のエンパワメントの概念及び A. Sen の潜在能力アプローチの考えを基に筆者が作成

図6.4.1 エンパワメントの概念フレームワーク

(ジェンダー主流化案件で女性のエンパワメントを図る取り組み内容含む)

上記フレームワークを基に、またADBの取り組み内容も踏まえ、JICAインドの対象4事業について、ジェンダー主流化の度合いを下記のポイントから評価分析する。

- ① 女性が裨益者として含まれているか。含まれている場合、女性は主体的なアクターとして認識されているか。

- ② 女性のエンパワメントを意識した事業（成果、活動）内容になっているか。
- ③ 男女別の指標が設定され、男女別にデータが整備されているか。
- ④ 男女のニーズ、時間・行動範囲の制限、資源へのアクセスとコントロールの有無等について、ジェンダー分析が行われ、計画や実施に反映されているか。
- ⑤ 女性の参加を促進するために、ジェンダー専門家、モティベーター等の備上、委員会のメンバー構成や研修参加者に対してクォータ制の導入等がなされているか。
- ⑥ 男女の役割分担やジェンダー関係を変えるためのジェンダー・センシタイゼーション等の取り組みがなされているか。
- ⑦ 女性が参加できるよう、男性の理解・協力を得て、また女性の参加しやすい時間帯、場所、非識字の女性でも理解しやすい内容での研修や活動が計画・実施をしているか。
- ⑧ 女性が資源にアクセスでき、キーパーソンや市場等とリンクできる情報を提供しているか。
- ⑨ 女性の計画力、交渉力、リーダーシップ、等の能力を向上させる研修プログラムが提供されているか。
- ⑩ 女性のアクターとしての役割や家計への経済的な貢献度（に関する評価も含め）はどのように変化したか、結果としてジェンダー関係はどのように変化したか（女性自身の評価と男性やコミュニティの評価）。

6.5 JICA事業（レビュー対象）の概要・評価内容・提言

ジェンダー視点からレビューするJICAインドの対象案件は、以下の通り、完了済み案件1件、実施中の案件3件の合計4件である。選定の理由は、今後も類似案件が実施される可能性がある等、JICAインド事務所の優先度が高いことによる。これらの4案件について、上記6.4であげた10項目に沿って分析を行い、提言にまとめた。

- 1) デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3（有償資金協力）2012年3月L/A調印 実施中
- 2) ヒマーチャル・プラデッシュ州作物多様化推進事業（技術協力）2011年1月～2016年1月実施中
- 3) ボゲナカル水道整備・フッ素症対策事業（有償資金協力）2009年3月L/A調印 実施中
- 4) タミル・ナド州植林事業（有償資金協力）2005年3月L/A調印 完了済み

1) デリー高速輸送システム建設事業

案件名	デリー高速輸送システム建設事業 2012年3月L/A調印
分野課題	運輸交通
対象地域	デリー首都圏
事業実施機関	デリー交通社（以下 DMRC: Delhi Metro Rail Corporation Limited）
背景	インドは近年の急速な都市化により、特にデリーやチェンナイ等の大都市では、道路交通需要の増加に伴う交通渋滞が重大な問題となっている。この交通渋滞により、経済損失及び大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害が深刻化しており、交通渋滞緩和及び自動車公害軽減のための大規模な公共交通システムの整備が必要となっている。インド政府は、第11次5ヶ年計画（2007年4月～2012年3月）において、都市交通セクターの開発に重点を置き、人口400万人以上の都市での大量輸送システムの整備を推奨している。

事業概要	<p>目的： インドのデリー首都圏において、総延長約 83km の大量高速輸送システムを建設することにより、増加する輸送需要への対応を図り、交通混雑の緩和と交通公害減少を通じた地域経済の発展及び都市環境の改善への寄与を目的とする。</p>
	<p>事業内容： 1) 土木工事（地下駅を含む地下部分、全線の軌道部分） 2) 全線の電機・通信関連工事 3) 車両調達 4) コンサルティング・サービス（設計のレビュー、施工管理等）</p> <p>社会開発促進事項 （ジェンダー視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障がい者配慮等）： 本事業に従事する労働者の多くは単身赴任者であるため、HIV 感染のリスクが高いと考え、実施機関は社会貢献活動として現地 NGO と連携し HIV/AIDS 予防活動を自己資金にて実施。また、高齢者・障がい者等の利用に配慮した施設の整備、サービスの提供。</p>
ジェンダー視点からの分析内容	<p>① 女性も地下鉄の乗客になり得るのでターゲットグループの一部であり、排除はされていない。女性の安全性を確保し、安全性を広くアピールすることにより、女性乗客の増加が目指されている。しかし、女性乗客は全乗客の 25% で、その 8 割が 19 才から 30 才までの学生や若い会社員等の比較的富裕層に限られている。運賃の観点から（初乗り Rs.8）も必ずしも貧困女性の取り込みは意識されていない。</p> <p>② 不特定多数の女性乗客が対象であり、女性乗客に対して地下鉄サービスを提供するのが本事業の特質であるが、DMRC は、女性の安全性を確保することで女性の移動の自由を提供し、女性のエンパワメントに繋がっているとインタビューで語った。実際、移動の自由が限られているモスリムの女性が女性たちのみで地下鉄で移動しているという。</p> <p>③ DMRC は、常に、乗客について性別、年齢別、職業別等で調査している訳ではないが、調査を行う際は、乗客個人の社会的属性別にデータを収集し整備している模様。</p> <p>④ 計画段階でジェンダー分析は行われていない。駅の場所の選定のために行われたのは、候補地周辺の公的機関、商業施設等に関する経済的な分析のみだった。計画段階に、男性も含め住民の声は特に反映されていない。</p> <p>⑤ 女性乗客を増やすために、ジェンダー専門家は備えられていないが、安全を守るための警備員に女性も雇用されている。CISF（Central Industrial Security Force）を編成し、各駅に配属しているが、2014 年 11 月現在、5,000 人の警備員が雇用され、うち 1,000 人近くが女性。2013 年、それまで 800 人だった女性警備員に対して、25% 増やす対策が取られた。</p> <p>⑥ DMRC では、監督候補者には 6 ヶ月間 800 時間、それ以下の社員には 3~4 ヶ月間 500 時間の新入社員研修が行われる。どちらの研修にもジェンダー・センシタイゼーション研修が含まれている。</p> <p>⑦ DMRC の組織のジェンダー主流化については、男女平等の雇用の機会を与え、平等の給料、労働者に対しても平等の賃金制が採られている。女性社員のために寮完備、セクハラ委員会の設置、産休・育休（有給、最長 2 年まで）等の制度の充実のほか、女性社員のためのクラブ活動、慰安旅行等も実施されている。女性乗客については、安全確保のために、女性専用車両の設置（全地下鉄の前方車両）、それ以外の車両にも女性や障がい者・老人専用席の設置、車内に警報機の設置、防犯カメラの設置、警備員の配置等を行っている。</p> <p>⑧ 本事業は該当せず。ただし、危険に関する情報へのアクセスという観点では、駅のプラットフォーム周辺には危険をおぼえた時の対処方法等について書かれたボードがあらゆる場所に掲げられており、情報の徹底が図られている。</p> <p>⑨ 本事業には該当せず。</p> <p>⑩ 本事業には該当せず。ただし、上述の移動の自由を拡大したという点では、移動に関する女性の男性への依存を軽減したともいえる。</p>
提言	<p>地下鉄建設の案件形成： 女性のターゲット化 ✓ 元々社会文化的に女性の移動に制約があるなか、近年のレイプ事件の多発で更に女性の一人での移動が制約されている。女性をターゲット化することは、ある意味女性の安全を保障し、女性に移動の自由を付与することにもつながり、重要である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ しかし、女性の中でも、毎日通勤・通学に地下鉄を利用する女性がよりターゲット化されることになるが、毎日利用できない貧困層や年配の女性も排除しないスタンスは重要である。 <p><u>利用者の詳細データの収集</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 性別のみならず、年齢別、SC/ST/OBC 別、職業別、教育レベル別、障がいの有無等の詳細データを定期的にウィークデイと週末に収集し、利用者の特徴、推移を追跡し、公共交通機関としては利用の少ない層にアウトリーチするための施策も考えていく必要がある。 <p><u>ジェンダーニーズの反映</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 駅の場所の選定等の経済的な要因が大きく左右する事項を除き、女性が感じる危険、女性の要望等を聞き取り、その声を地下鉄運営に反映させることは重要である。 ✓ 女性だけでなく、障がい者や老人等にも聞き取りを行い、社会的弱者のニーズにも応えていくことが必要だ。 <p><u>女性乗客を増やす施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性の最大の関心事項が安全であるため、安全を確保するための女性専用車両の導入（男性の利用の取り締まり強化）、警報システム・防犯カメラ・駅構内での危険時の対処法等に関する案内版の設置、警備員の配置を徹底する。 ✓ 特に早朝や夜間、また駅構内で死角となる場所の洗い出しとパトロールの強化をする。 <p><u>組織のジェンダー主流化の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ こうした女性乗客に優しいサービスの提供を行うためには、各職員のジェンダー意識が高くなければ難しい。そのため、実施機関自らジェンダー平等に則った雇用、賃金、昇進、産休・育休等の規則と制度を持ち、職員に対してジェンダー・センシタイゼーションの研修等を実施することを働き掛ける必要もある。 ✓ 実施機関は、工事期間中に臨時で雇用される労働者に対しても男女平等の賃金を保障し、労働者及びセックスワーカーの HIV 感染のリスクを防ぐ活動の実施についても積極的であることが望ましい。HIV/AIDS 関連活動は、実施機関のコストで行うよう働きかける必要がある。
--	--

2) ヒマーチャル・プラデシュ（以下HP）州作物多様化推進事業

案件名	HP 州作物多様化推進事業 2011 年 1 月～2016 年 1 月
分野課題	農業・農村開発
対象地域	HP 州ハミルプール県の 99 戸
事業実施機関	HP 州農業局
背景	<p>HP 州は、北部山岳部に位置する山岳州であるが、温帯から亜熱帯にわたる変化に富んだ気候条件と一大消費地であるデリーに近いこと、作物の多様化を図り高付加価値の野菜等を生産、販売することが可能な地域でもある。しかし、実際は、労働人口の約 7 割が農業に従事しているものの、8 割は 1.2ha 以下の小農で、灌漑率も約 18%と低いため、天水利用で穀物の単一生産を自給目的で行っているにすぎない。HP 州では、灌漑施設や流通関連施設のインフラが未整備で、各地区の特性に応じた営農体系や土地利用、農業開発のあり方が明確にされておらず、政府による農家への技術普及やその他の営農支援サービスも不十分であった。2009 年に JICA が実施した開発調査の結果を基に、HP 政府は、農業普及体制支援による関係者の能力強化及び小規模灌漑システムの整備を含めたパイロット圃場設置を通じた作物多様化モデルの構築を主とする技術協力及びその面的拡大を目的とした円借款プロジェクトを要請した。</p>
事業概要	<p>プロジェクト目標： HP 州政府農業局（DOA）が、プロジェクト対象地域（5 県）で作物多様化を推進するための仕組みを構築する。</p> <p>成果：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 作物多様推進のための DOA の事業計画策定と実施能力が向上する。 2) 作物多様化推進のための農業普及員に向けた研修システムが開発される。 3) 中核普及員の普及技術が向上する。 4) パイロット地区における活動を通じて多様化推進モデルが構築される。

	<p>活動：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 作物多様化モデルのためのパイロット事業の内容検討、パイロット事業のサイトの作物多様化計画作成のために、関係者に対する PDCA (Plan-Do-Check-Action) の研修を実施、計画作成、ガイドライン作成 2) 技術普及研修の計画策定、研修カリキュラム、研修教材の見直しと作成 3) 中核普及員に実地研修を実施、その他の地域担当の普及員に研修実施 4) ベースライン調査の実施、パイロット事業のサイトで、インフラや展示圃場を整備、農家グループおよび女性の自助グループの組織化、組織化された農家に対して作物多様化普及活動（営農、栽培、農家経営、収穫後処理、マーケティング、インフラ開発・維持管理）を実施
<p>ジェンダー視点からの分析内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 女性農民も裨益者として含まれているが、本事業の主要活動である水利組合や野菜栽培の活動の対象というよりは、女性のみメンバーを限定した SHG の対象としてのみ認識されている様子が窺えた。 ② SHG を通じた生計向上により、女性の経済的エンパワメント、家庭内での役割・貢献に対する他の家族の認識の向上は目的として認識されている。 ③ PDM (Project Design Matrix) の活動内容に、SHG の女性支援活動が組み込まれており、女性の指標も設けられ、男女別のデータも収集・整備されている。ただ、女性は SHG に特化され、水利組合や野菜栽培の活動に関しては特に女性やジェンダーが明記されていない。 ④ プロジェクト開始後すぐにベースライン調査が行われ、ジェンダー分析も一部（男女の意思決定、一日の活動内容、信用へのアクセス、所属するグループ等）行われた。これらは SHG（食品加工等の生計向上活動）を行う上では有益な情報であるが、女性が、水利組合や野菜栽培の活動に参加するためには、本来、農業の生産活動に関連する生産資源（土地、灌漑、家畜・農業機械等）、生産資材（種子、肥料等）、普及サービスへのアクセス・コントロールを調査し、その結果を計画・実施に反映させることがより重要だったと思われる。 ⑤ 女性の参加を促進するためにローカルのジェンダー専門家及びモータイベーターが雇用され、時間をかけて女性たちと信頼関係を構築し、女性たちの SHG 活動への参加のモチベーション向上に寄与している。ジェンダー専門家も、女性と接することが多いモータイベーターの育成に力を注いでいる。文化的な制約から SHG は女性のみ限定し、水利組合の委員会のはちにメンバーの 3 割を女性とするクォータ制が導入された。プロジェクト開始当初は、農民組織を作るにあたり、そのメンバーは土地の保有者に限定されており、自動的に男性のみが農民組織のメンバーとなった。水利組合のメンバーは、その農民組織から選ばれたので女性メンバーは全く含まれていなかった。ジェンダー専門家等の働きかけにより、途中から女性メンバー3名（男性8名の計11名）が加わるようになった。 ⑥ 女性が SHG 等の活動に参加するにあたり、女性が担っている家事を他の家族が手伝ったり、女性の活動を支援するための男性を含めた意識向上を目的とするジェンダー・センシタイゼーションのワークショップ等も行われていない。年齢に関わりなく、SHG のメンバーの夫の中には、SHG で作ったものをフェア等で販売するにあたり、妻が村外に出ることに強く反対する者もいたという。 ⑦ SHG の女性メンバーを対象にした食品加工等の研修は、村内（集会所）で行われ、女性が参加しやすいように計画された。また、月1回の SHG のミーティングの際に実施されてきたビジネスプランの作成のための研修も女性の都合のいい時間に実施された。対象地域の女性の教育レベルは比較的高く、研修を理解する上での問題はない。本事業で組織化された SHG のうち2つのグループ（食品加工及び野菜栽培）は、近所の者同士のグループではなく、離れたところに住む者もメンバーの中に含まれており、ミーティングの開催や研修の開催時に集まるのが難しいといった問題が散見された。また、経済レベルも異なり、活動の目的が生計向上である者もいれば、女性同士集まって会話することが目的の者もいて、グループで活動する意義があまり見えなかった。SHG の女性たちは、メンバーでやることによって労働量と労働時間が少なく済むと話す女性が多かったが、より多くの収入を求める女性にとっては分配の必要がない個人活動の方が良いと思われる。SHG の活動は家事の合間に出来る生計向上活動ということで、核家族で家事全般を担う主婦とは条件があっている。しかし、女性のエンパワメントの観点からは、初期段階に

	<p>土地を持ち収入向上に意欲を持っている女性を積極的に発掘し、SHGではなく、本事業の主要活動である野菜栽培に積極的に取り組み、女性農民の可視化、リーダー養成を図るべきだったと思われる。</p> <p>⑧ プロジェクトから研修のリソースパーソンが紹介され、野菜栽培や野菜の苗作りをしているSHGの女性たちには種子の店主等も紹介され、それぞれの活動に関連したキーパーソンや生産資材の情報も提供されている。対象地域から市場も近いことから、市場とのリンクも簡単に行われている。また、市場へのアクセスの良さに加え、比較的教育レベルが高いことから、販路の拡大もある程度女性たちで出来ている。</p> <p>⑨ 上述の通り、SHGのメンバーに対して、ビジネスプランの作成方法の研修がフォローアップも含め丁寧に行われている。交渉力やマーケティング力についても、専門家からのアドバイスを基に、SHGのリーダーを中心に自ら販路を拡大しており、ある程度身についていると言える。しかし、SHGでの活動経験、特にリーダーについては、コミュニティの活動においてもそのリーダーシップを発揮する場を提供し、意思決定にも参加できるようリンクすることが重要だったと思われる。</p> <p>⑩ SHG以外での水利組合やコミュニティにおける活動への女性の参加はなく、家庭内においても意思決定は男性が行っており、女性が実際の農業を担っているにもかかわらず、相変わらず農民として認識されておらず、ジェンダー役割やジェンダー関係を変えるほどのインパクトは見られていない。ただ、SHG活動を通して、女性たちは確実に情報、技術、金額は限られるが信用へのアクセスを拡大し、自信をつけている。</p>
<p>提言</p>	<p>灌漑・農業案件の案件形成： <u>女性農民と明記</u> ✓ 農家と明記すると男性農民しか意識されないの、必ず女性農民、男性農民と明記することで、事業に関わる全てのステークホルダーが女性も農民であり、プロジェクトの主要なアクターであることを認識することができるようにする。</p> <p><u>女性の最終目標は生計向上ではなく、エンパワメント</u> ✓ 女性＝生計向上とは考えず、女性の意思決定への参加を通じたagency（主体性）の養成、エンパワメントが目的であると認識した活動計画を立てる。</p> <p><u>女性の活動をSHGに限定しない</u> ✓ 上記に関連し、女性を、女性だけのSHG活動（生計向上活動）に限定することで辺境化することを避ける。 ✓ 重要なのは、生計向上活動も含めプロジェクトの活動を通して、男性との関係において、女性の役割が認識される、女性の意見が尊重される、男女の力関係が改善されることであり、男性から離れたところで活動を行ってもジェンダー役割やジェンダー関係に変化をもたらすことは難しい。 ✓ 女性が自由に発言できる場としてSHGによる活動を最初のステップとして活用することは良いが、同時に、プロジェクトの主要活動にも男性と一緒に女性も巻き込み、女性は男性と交渉する術をおぼえ、男性の女性に対する態度を変えていく働きかけをする。</p> <p><u>モーティベーターによる働きかけ</u> ✓ これまで社会文化的に抑圧され、外に出て公の場で発言したことがなく、自信が持てない女性たちに対して自信を持たせ、やる気を持たせる人材の備上が不可欠である。 ✓ プロジェクト関係者による介入がなければ、既存のサービス・資源の不平等な分配構造により、女性やSC/ST/OBC等の人々には裨益しない。意識的に、女性等社会的弱者も参加できるよう、女性のみならず、男性に対する説得等の働きかけを丁寧に時間をかけて行う。</p> <p><u>ジェンダー・センシタイゼーション</u> ✓ SHGによる生計向上のみならず、その活動がやり易いように、男性の理解と協力が得られるように働きかけるジェンダー・センシタイゼーションのワークショップを早い段階でコミュニティの住民男女を対象に行う。 ✓ 女性が必要に応じて泊りがけの研修や販売目的で遠くに出掛けること、女性が農業においても労働だけを提供するのではなく、水資源管理・水利組合活動や営農等の意思決定にも参画して、女性が新たな役割を果たすための意識変革を図る。</p>

	<p>SHG の意義を見極める</p> <p>✓ 女性の Collective (集団的) な力の養成には SHG は不可欠である。しかし、SHG 自体が目的となってしまう、特に意義もなく、近くに住む人でもなく、目的も違う女性同士がグループを組むことは、時間の制約がある女性には負担となる。</p> <p>✓ SHG ありきではなく、組織化することで得られるメリット・デメリットを評価し、女性が選べる柔軟性を持たせることも重要である。</p> <p>市場とのリンクとマーケティング戦略</p> <p>✓ 単に技術的な研修だけでなく、売るため、利益を拡大するためのビジネスプラン作成、マーケティング、交渉力の養成も含めた総合的な研修の提供が不可欠である。</p> <p>✓ 物を作るところまでだけでなく、売るところまでプロジェクトでケアしなければうまくいかない。</p>
--	--

3) ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業

案件名	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業 2009年3月 L/A 調印
分野課題	給水
対象地域	タミル・ナド州クリシュナギリ県及びダルマプリ県
事業実施機関	タミル・ナド州上下水道公社(以下TWAD: Tamil Nadu Water Supply and Drainage Board)
背景	インドでは、急激な経済成長や人口増加に伴い増えた上水使用量に対して、上水道整備が追い付かず、上水供給不足が深刻化している。また、地形的な問題で地下深くから水を汲み上げるため、水中にフッ素・ヒ素等の有害物質が含有される問題もある。インド南部のタミル・ナド州は、一部では地下水の過剰汲み上げによる枯渇、フッ素による地下水の汚染が慢性化している。インド政府は、第11次5ヶ年計画(2007年4月~2012年3月)において、2011/12年までに都市部全人口への上下水道サービスの提供を政策目標に掲げ、2004年5月に発足した共通綱領においても、上水道施設に対する公共投資の拡大、都市部と農村部のあらゆる階層に対する飲料水の供給、飲料水源の拡充が最優先課題とされている。
事業概要	<p>目的: タミル・ナド州のなかで、最も水不足が深刻、かつ地下水のフッ素汚染が著しいクリシュナギリ県及びダルマプリ県において、コービリ川を水源とする上水道施設の新設及びフッ素症対策等を行うことにより、急増する水需要に対応する安全かつ安定的な上水道サービスの提供を図り、同対象地域の住民の生活環境の改善に寄与することを目的とする。</p> <p>事業内容: 1) 上水道施設(送水管の整備、排水網の新設、排水池の新設、ポンプ場の建設等) 2) フッ素対策(基礎調査、医師・教員等を対象とした研修、食事指導、啓発活動等) 3) 地方自治体の能力開発(上下水道管理委員会等、地方自治体の上水道末端施設の維持管理能力及び料金回収・財務管理能力の向上、訓練施設の機能拡大等) 4) コンサルティング・サービス(施工管理、実施機関の漏水対策技術向上等)</p> <p>貧困削減促進: 事業対象地域の貧困率(約36.7%)は国の平均貧困率より高く、貧困層の生活環境の向上を通じて貧困削減に資することが期待される。</p> <p>社会開発促進 (ジェンダー視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障がい者配慮等): 各村の排水計画の作成、上下水道管理委員会の能力強化及び浄水施設の維持・管理、啓発活動等を通じて計画段階から女性を含む地域住民の参加を促進する</p>
ジェンダー視点からの分析内容	<p>① 女性も裨益者の一部であるが、特に水汲みを主に担う等の理由から、女性に焦点が当てられている訳ではない。しかし、村落レベルの簡易水質検査や公衆衛生の啓もう活動には女性が主体となって参加することが想定されている。</p> <p>② 公衆衛生の啓もう活動は、女性の従来の役割を意識した設定であるが、水質の簡易検査の実施については女性の新たな役割・リーダーシップ養成の提案でもある。ただ、本事業の目的は生活環境の改善、健康被害の軽減にあり、これらの活動を通して女性のエンパワメントを図ることはそれほど意識されていない。</p> <p>③ 指標は世帯を単位に想定されている。</p>

	<p>④ ジェンダー役割、特に水汲みに関する調査項目を含むジェンダー分析調査は一切行われていない。ただ、対象地域は平坦な地域で、遠く離れた水源まで水汲みに行く環境ではなく、水が枯渇する乾期はパンチャヤット⁹⁰がタンク車を呼んで水を購入し、住民に提供する対策を取っていた。とは言え、タンク車からの水を得るために長蛇の列に並び費やしていた時間については、事業のインパクトを測る際には不可欠な情報である。いずれにしても、水汲みは女性の仕事であることから、女性のニーズや問題を調査することは不可欠だったと思われる。</p> <p>⑤ 2011年の本事業開始から2年後の2013年には、殆どの対象地域で上水道の設備は整ったものの、村落給水・公衆衛生委員会（以下 VWSC: Village Water Supply and Sanitation Committee）の組織化は図られておらず、パンチャヤットのメンバーあるいは新たに各パンチャヤットで独自に組織化した委員会によって維持管理が行われてきた。独自に組織化された委員会は、インド政府のクォータ制が浸透しており、女性や SC/ST が含まれる形で組織化されていた。VWSC が組織化されていないのは、その能力開発等を担当する Communication and Community Development Unit（以下 CCDU）が 2014 年 3 月に設置されたばかりで、2014 年 12 月現在、CCDU より備上されたコンサルタントが研修のニーズアセスメントを行い、研修マニュアル等を作成している段階にあるためだ。草の根レベルで VWSC の組織化、料金徴収等のための能力開発を担うローカル NGO は未だ備上されていない。VWSC のガイドラインには、VWSC のメンバーの 3 分の 1 以上は女性とするようクォータ制が設けられ、特に SHG の女性リーダー等の活用が勧められている。しかし、ローカルの NGO 及びそのスタッフにジェンダー意識がなく、住民に根気よく、意識的、積極的に働きかけることがなければ委員会に女性が含まれ可能性は低い。</p> <p>⑥ 筆者がインタビューで訪れたクリシュナギリ県及びダルマプuri 県のパンチャヤットは、県政府の指示で、女性がパンチャヤットの委員長を務めている。SC が多いパンチャヤットでは、SC の女性がパンチャヤットの委員長を務め、ある程度のリーダーシップを発揮していた一方、SC ではないカーストが多く居住するパンチャヤットでは、女性が委員長に選ばれていても、その夫が妻に代わって発言し、名前だけの代表に過ぎなかった。VWSC の組織化を図る際にはジェンダー・センシタイゼーションを目的とするワークショップ等を開催し、VWSC で女性（SC/ST の女性も含め）が果たす役割についてコミュニティの意識の向上を図ることが重要と思われる。</p> <p>⑦ 対象地域は貧困層が多く、女性も含め土地なし農民は農業の日雇い労働等で生計を立てている。研修は、なるべく農繁期を避けて行うべきである。</p> <p>⑧ 上水道の維持管理において、各パンチャヤットではパンチャヤットが給料を支払う形でオペレーターを雇用している。オペレーターやパンチャヤットが独自に組織化した維持管理委員会の男性メンバーは、本事業のスーパーバイザーやアシスタント・エンジニア等の技術的な問題が起こった際のリソースパーソンを知っているが、女性メンバーは知らないことが多く、女性だけでは問題の解決が図れない状況だと言える。名前だけでなく、実質的な役割を担うよう働きかけていくことが必要だ。</p> <p>⑨ VWSC には、女性、特に SHG のリーダー等がメンバーに加わることをガイドラインが勧めていることから、ある程度発言力があり、リーダーシップを取った経験のある女性に関わると思われる。しかし、SHG は女性のみのグループである場合が多く、男性の前でも同様に意見を言い、意思決定に参画できるとは限らない。また、料金徴収等の議論になりがち（住民からの抵抗が強い）難しい事項において、女性がひるまず意見を言い、行動をとれるように研修をしっかりと行う必要がある。</p> <p>⑩ 従来の公衆衛生に関わる役割だけでなく、水質検査等の新たな役割を女性メンバーが果たすことで、女性のコミュニティ活動における役割や貢献が可視化されることは意義が大きい。</p>
--	---

⁹⁰ パンチャヤット制：インドを含む南アジア諸国で採用されている（いた）農村部における地方自治・行政機構の制度。元々は、村落ごとに、「パーンチ」（5人）の長老から構成される委員会を設置し、村落開発や紛争等の様々な問題が話し合われ、解決されてきた。現在のパンチャヤットは、1993年の第73次憲法改正で、地方自治体としての役割や権限が明確されている。現在、パンチャヤットは、県、中間、村の3層レベルで設置されており、それぞれ5年を任期として直接選挙でメンバーが選ばれている。メンバーの3分の1は女性、SC及びSTについても人口比に合わせて選ぶことが義務付けられている。

提言	<p>給水事業の案件形成： <u>女性世帯主世帯のターゲット化</u> ✓ インドの上水道事業では、より多くの SC/ST 世帯数が恩恵を受けられるようにクォータ制も導入されている。しかし、女性世帯主世帯には特別な注意が払われていない。脆弱層である女性世帯主世帯も優先的な裨益世帯として認識される必要がある。</p> <p><u>ジェンダー分析</u> ✓ インドでは、従来、水汲みは女性の仕事とされる。平野部は山岳地帯ほど過酷な労働ではないが、プロジェクトの前後で労働時間にどの程度の変化が生じたか、上水道施設の整備により浮いた時間を、女性がどのように活用したかを、後々追跡する際のベースラインともなるので、ジェンダー役割、水汲みにかかる時間を含めたジェンダー分析調査を実施すべきである。 ✓ また、女性が水汲みを担っているのであれば、どんな問題に直面し、どんなニーズがあるかを聞き取り、その結果を計画に反映させる必要がある。</p> <p><u>VWSC への女性の参画と水道の維持管理における女性の役割</u> ✓ 女性が水汲みを担っていることから、水に関する意思決定には女性が関わり、女性のニーズを反映させていくのが効果的でもあり、効率的でもある。 ✓ そのために、名前だけの女性メンバーではなく、コミットが高い女性を発掘しリーダーに養成することが重要である。 ✓ また、SC/ST 等も女性同様にメンバーに加わり、意思決定に参画できるようクォータ制を導入する。 ✓ 従来、女性の役割とされてきた公衆衛生の啓もう活動のみならず、水質の検査にも女性を巻き込むことで女性が果たす新たな役割が可視化され、女性の貢献が認識されることが期待できる。</p> <p><u>ジェンダー意識の高い NGO の備上</u> ✓ VWSC に女性や SC/ST も加わるよう、意識的、積極的に働きかけるには、ジェンダー関係をよく理解し、女性や社会的弱者も含めた参加型開発に経験を持つ NGO を備上する必要がある。 ✓ インドの農村レベルの上水道の供給は政府が無償で行うものとの認識が強く、住民には維持管理費の負担といった意識は全くと言っていいほどない。そのため、備上される NGO は、住民の考えを理解しつつも、住民の意識を変え、オーナーシップを持たせていく必要がある。</p> <p><u>女性への技術およびリーダーシップ研修</u> ✓ 水道の修理等は男性の仕事とされているが、女性も基礎的な知識と簡単な修理法を習得しておくことは重要である。 ✓ また、プロジェクトのメンテナンスに関わるリソースパーソン等に関する情報は男性・女性、カーストの別なくメンバー間で情報を共有するようにする。</p>
----	---

4) タミル・ナド州植林事業 フェーズ2

案件名	タミル・ナド州植林事業 フェーズ2 (2005年3月 L/A 調印)
分野課題	森林保全
対象地域	タミル・ナド州
事業実施機関	タミル・ナド州森林局
背景	<p>インドの農村部では、先住民をはじめとした貧困層が燃料源や現金収入源として森林資源に依存した生活を営んでいる。人口増加に伴い家畜が増え、放牧による森林破壊や急激な経済成長による木材の伐採により森林の荒廃が進んでいる。1995年に調印された本事業のフェーズ1では、約43万haの植林と森林管理をJFM (Joint Forest Management) と呼ばれる枠組みの下、地域住民と森林局が共同で行った。森林局に対しては、衛星画像を活用した地理情報システム (GIS) による森林管理技術の強化が図られ、貧困削減への取り組みとしては、森林周辺住民の森林資源の販売に代わる収入源の確保と生活向上のためのサポートも行われた。具体的には、住民のニーズに沿った小規模インフラ整備、相互扶助グループ (以下 SHG: Self-help Group) を中心とした所得向上活動などが行われた。本事業では、同様に森林局と住民が共同でJFMを通して18万haの植林と森林管理を行うよう計画された。</p>

事業概要	<p>目的： 住民参加型の植林を行い荒廃林の再生を図るとともに、地域住民の生計改善による貧困削減を目的とする。</p> <p>事業内容： 1) 植林活動（JFM 手法による植林、農家林業） 2) 生計改善活動 3) 森林管理能力強化（モニタリング・評価、研修、GIS システムの拡大、林業技術普及センター建設、現場職員向けインフラ整備）</p>
	<p>貧困削減促進： 貧困層（SC/ST を含む）の所得向上及び植林による雇用創出が図られる。</p> <p>社会開発促進 （ジェンダー視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障がい者配慮等）： 地域住民が VFC（Village Forest Committee）を形成し、植林の計画及び管理等に参加する JFM を実施する住民参加型の手法を採用する。VFC には、各世帯から男女各 1 名が参加することでジェンダーの視点にも配慮する。更に、主に女性を対象とした自助グループ（SHG）を組織化し、ミルク販売等の生計改善活動が実践される。</p>
ジェンダー視点からの分析内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 女性や SC/ST が主要な裨益者として認識されている。更に、生計向上活動だけでなく、植林活動の VFC には男女各 1 名が参加するとしていることから、双方の活動において、女性は主要なアクターとして認識されている。 ② 女性の生計向上による経済的エンパワメントは意識されている一方で、VFC を含むコミュニティ活動の意思決定への参加を通じた女性の政治的なエンパワメントにまでは言及されていない。 ③ 性別のみならず、SC や ST も含めて、VFC のメンバー、SHG のメンバー、植林で雇用された労働者等について、disaggregate されたデータが収集・整備されている。 ④ ベースライン調査、PRA 調査が行われ、特に女性の経済レベル、生計向上へのニーズ、女性の 1 日の中での空き時間等が判明し、それに合わせて生計向上活動が計画・実施された。 ⑤ 女性のモチベーションを引き出すために、草の根レベルで活動を長く行ってきた NGO が傭上され、女性を中心とした SHG の組織化、技術研修の提供、生計向上活動の実施が行われた。SHG は女性により優先度が与えられ、VFC は各世帯男女 1 名ずつの参加とし、その意思決定を担う Executive Committee（以下 EC）には 3 分の 1 以上を女性とするクォータも設けられた。VFC に男女ともに参加できるクォータを設けたことは、女性がコミュニティ活動に参加し、情報へのアクセスを得る上で大きな成果であった一方、物事を決定する際に参加者に与えられる投票権は各世帯 1 人にしか与えられず、結果的には意思決定権は女性には与えられなかったことになる。投票権を各世帯 1 人にした真意は不明であるが、参加者全員に意思決定権は与えられるべきであった。 ⑥ 本事業では、SHG への女性の参加についてはコミュニティの住民男女にある程度支持されたが、女性が SHG、VFC、EC の活動、特に研修に参加するにあたり、女性が担っていた家事や子育て等の役割を男性が手伝って女性が参加しやすい環境を作る等について男性、女性双方の意識を変えるためのジェンダー・センシタイゼーションの取り組みは行われなかった。結果として、EC メンバーを対象とした他の先進地域を視察する泊りがけのスタディ・ツアーに女性メンバーだけ参加しなかったという事例があった。情報・知識を得ることに加え、視野を広げられるこうした機会について、女性自身もその価値を認識するよう意識向上を図る必要があった。同時に、女性が参加しやすい日程でのスタディ・ツアーの計画も重要である。また、女性の生計向上活動への参加は目的とされていたものの、意思決定への参加による女性のエンパワメントまでは意識されておらず、EC に加わった女性メンバーの中には名前だけの参加もあり、実際活動や意思決定にも参加するものの、どんな種類の苗を植えるか等の重要事項を決める際、女性の意見と男性の意見が異なると、男性の意見に譲歩する例が見受けられた。生計向上活動においても、女性が稼いだ収入を夫や義父母に渡す等の家父長制の慣習がそのまま踏襲された地域もあり、女性の生計向上活動が必ずしも女性の真の意味でのエンパワメントには繋がっていない例も地域によっては見受けられた。

	<p>⑦ SHG の研修は、女性の参加しやすい時間帯に合わせ、なるべく村内、村外の場合は日帰りの研修が計画・実施され、女性の参加にある程度の配慮がなされた。上述の通り、男女の EC メンバーを対象とする泊りがけのスタディ・ツアーは、女性メンバーが参加していない地域もあった。</p> <p>⑧ 生計向上活動において、単に技術研修を行うだけではなく、女性と市場をリンクし、女性が収入を得られる手だてが与えられた。そのため、対象地域は市場にアクセスの良い地域が選ばれている。女性は市場とリンクされたものの、お香作りの内職は安い賃金や健康被害の問題があり、ミルクの販売もコストが高くて利益が少なく、追加で牛を購入する投資が出来ない等の問題を抱えている。本事業により女性たちは現金収入を得られた一方で、コストを削ったり、高付加価値の商品で利益を増やし、ビジネスを展開していく術は知らず、事業開始から 10 年近くたった 2014 年 12 月現在も貯蓄や投資が出来ない状況に留まっている。</p> <p>⑨ 本事業では、技術研修は行われたが、ビジネス関連の研修は行われていない。また、交渉力やリーダーシップを養成する研修も行われておらず、女性の政治的なエンパワメントの促進が図れていないように見受けられた。</p> <p>⑩ 色々な問題はあるものの、女性自らの力で収入を得たことは女性の大きな自信になっている。また、地域によっては、SHG が社会組織としてコミュニティに認識され、VFM の活動を含めコミュニティ活動に招かれる等の変革をもたらしていた。ただ、ジェンダー役割やジェンダー関係を変えるところまでには至っていない。</p>
<p>提言</p>	<p>森林保全事業の案件形成： <u>女性は SHG 活動だけでなく VFM 活動でもターゲット化</u> ✓ インドでは燃料を森林資源に依存する割合が減ってきており、女性と森林の関係は果物や薬草の利用と管理に限られる。 ✓ しかし、森林はコミュニティに与えられた共有財産（所有は政府）であり、その適切な利用と管理の義務を負い、森林資源から得られる便益を受ける権利がある。 ✓ プロジェクトの植林を含む VFM 活動を通して、ナーサリー（育苗圃）での雇用等の受け身の関わり方ではなく、意思決定も含め重要な役割を果たすアクターとして認識されることが重要である。</p> <p><u>VFC には女性の参加と意思決定も促進</u> ✓ 単に女性の参加だけを担保するクォータ制の導入だけでなく、女性も意思決定に参画できるよう、投票権を 1 世帯 1 人ではなく、参加者全員とする。</p> <p><u>ジェンダー分析の実施</u> ✓ ベースライン、PRA を含め、ジェンダー分析を行い、対象地域の男性、女性にはどんな資源へのアクセスとコントロールがあるのか、ジェンダー役割、男女別の 1 日の日課表、意思決定における男女の力関係等を調査し、結果から、女性が参加しやすい生計向上活動、女性の参加の制約条件、緩和策等を分析し、生計向上だけでなく、女性のエンパワメントを意識した計画・実施を行う。</p> <p><u>ジェンダー意識の高い NGO の備上</u> ✓ 女性のモチベーション向上、モービライゼーションを丁寧に行う NGO の備上は不可欠である。 ✓ しかし、生計向上から一歩踏み込んで、意思決定への参画、エンパワメントを意識した活動が出来る NGO であることが望ましい。</p> <p><u>ジェンダー・センシタイゼーション</u> ✓ 女性のみを対象に生計向上活動を行うのではなく、男性に対しても女性の活動への理解、家事・子育て等の分担、女性の社会・経済活動の後押し等について働きかける取り組みを初期段階から行う必要がある。 ✓ また、女性は VFM 活動についても重要な役割を果たすことが出来、女性もその責任を果たす義務があることについても男女の認識を高める必要がある。</p> <p><u>戦略的ジェンダーニーズ</u> ✓ 単に技術や現金収入を得るだけではなく、その現金収入をどのようにして増やすか、どのように有効活用できるか、等について自ら考えることができるよう、技術に限らず、ビジネススキル、交渉術、リーダーシップ等の研修も行う。 ✓ 女性だけでなく、男性の前でも自信をもって自分の意見を話し、意思決定が行え、他の女性、男性メンバーに対してリーダーシップが発揮できるようなリーダーを養成する。</p>